

還與へられたる裨益一にして足らすと雖其最顯著なるものを擧ぐれば市制の實施なりとす抑我吳市は既往明治十九年初めて軍港を置かれ各地方の商賈工匠指目を此地に注て來住を競ふ爾來日に戸口を増殖し月に殷賑に進むこと長足の歩を以てし今や海軍の一大根據たるの地位を占め海内有數なる明治の新都會を改造す其行政各般の施設は頻々として勃興す殊に教育衛生土木警備の如きは其最樞要の設備に屬すと雖も制度の區劃は依然四ヶの町村に分立し施設區々にして統一を得ざるか故に地民は土地の殷盛に伴ふの利益を受くること能はず偶有爲の士は制度の改進を望むものありと雖因襲の久しき町村分立の情勢は以て容易に此域に進まさりしか閣下の慧眼は大に茲に注視する所ありて親しく之れか利害を審にし論ずるに市制施行の熟するを以てす地民亦一致深く閣下の厚論に感起し客年六月制度革新の請願を呈し同年十月一日を以て市制を實施せらるゝに至る是れ一は時運の然らしむる所なりと雖亦以て閣下英敏の措置に因らすんは奚ぞ能く其効果を得へけんや是れ偏に閣下政治の宜きを得たる賜にして小は以て市民の裨益を興起せしめ大は以て國家の福祉を増進するの基礎なりと謂つ可し而して我吳

市民は一般本縣民と共に永く閣下の治に浴せんことを仰望せるに惜哉閣下は官命を奉し今回熊本縣知事に轉任せらる豈欣慕の情に堪へさらんや茲に吳市會は閣下の功德に對し聊微衷の存する所を叙し以て閣下に感謝する所以なり冀くは幸に諒察せられんことを謹て國家の爲め閣下の健康を祈る

頓首再拜

明治三十六年七月十七日

吳市會議長 佐々木高榮

熊本縣知事 江木千之閣下

以上の外市制施行に隨伴しては尙ほ種々の事件あれども多くは細目に屬するを以て各章の下に其の委曲を悉さんとす



### 第三編 各説

#### 第一章 戸口及市區

##### 第一節 戸口

本篇は専ら市制實施後の記述に屬すれども舊村落よりの變遷に従ひ戸口増減の狀態を明かにせんか爲め本節は藩政時代に遡り次て廢藩置縣の更革時軍港鎮府の創設時地方自治制度の確立當時を叙し更に市制實施の五年前より起して以後順次年を逐うて之れを記することとせり即ち左の如し

##### 第一款 舊藩政時代

(寛政年間の調)

村	名	戸	數	人	口	其	の	内
---	---	---	---	---	---	---	---	---

和	庄	村	三九四	一、八三三	僧者	一三	屠者	五九
莊	山	田	四一	二、四五五	僧者	三四	屠者	一九三
宮	原	村	五元	二、七三三	社人	三一	屠者	六
計			一、四一四	七、〇六九	僧社人	九一	屠者	二六

備考 宮原村の内には當時吳町と稱するを含む

##### 第二款 廢藩置縣當時

明治維新の更革に藩を廢し縣を置き縣を大區小區に別ち明治四年始めて戸籍編製法の頒布あり毎戸に番を付し族籍戸主家族の順序年齢氏神宗旨寺院等を記載し又同居別居付籍寄留の區別を明かにし異動あれば時々其の届出を爲さしめ以て戸籍の加除を爲し毎年一月に於て前年の戸籍總計表を作り進達するの制とせり爰に記するは明治五年の調表に係る

村	名	戸	數	人	口	其	の	内
---	---	---	---	---	---	---	---	---



村	和庄村	莊山田村	宮原村	計
戸	六七	八八	一、〇三六	二、七六一
數	三、〇六一	三、〇九八	四、九六一	二、三〇〇
人				
口				

第三款 軍港創設當時

(明治二十年調)

村	和庄村	莊山田村	宮原村	川吉浦石村兩城内	計
戸	一、四六六	九二	九二	一三七	三、五五五
數	六、〇八三	四、八二三	三、六三五	六二七	一五、一五八
人					
口					

備考 川原石兩城の部落は當時吳の區域に屬せさりしかとも吳鎮守府の

置かれしより發達して市街を形造り延いて今の二川町となり市制實施の當時吳の一廓となりしを以て茲に之れを併記す

第四款 町村制實施當時

(明治二十二年調)

村	和庄村	莊山田村	宮原村	川吉浦石村兩城内	計
戸	一、六七〇	一、一〇〇	七四八	八九〇	四、五〇八
數	七、三三五	五、二二八	三、三九九	五、五五〇	二〇、三八三
人					
口					

備考 川原石兩城の部落は前款と同しく隣接吉浦村の一部に屬せしかとも軍港の設置に伴ひて俄かに發展し吳の一廓として目せらるに至り既に町村制施行の當時よりして他の三村と併せ同一治制の下に置かんせし區域なれば亦之れを加ふ



町村制實施當時以後明治三十年に至る間のものは其資料闕如して茲に掲記することを得ず故に次には自治制度施行後十年目即ち明治三十一年より起して之れを記せんとす但し明治三十五年は恰も市制實施を見たる時なれば先づ其れまでを次款に掲ぐ

第五款 町村制施行十年目より市制實施まで

町 村 名	戸口數				
	明治三十一年	明治三十二年	明治三十三年	明治三十四年	明治三十五年
町	四、五〇〇	四、九五〇	五、二六五	五、五五五	六、五九九
和 庄 町	三、三〇〇	三、三九七	三、七〇三	三、八〇三	三、〇六三
莊 山 田 村	一、五八五	二、一三〇	二、五二五	三、一六二	三、七七一
宮 原 村	八、七五七	九、九七四	一〇、〇六〇	一〇、五〇一	一〇、七七一
二 川 町	三、三三九	三、三六八	三、三九九	一、四四三	一、六九五
計	五、三〇八	五、七三〇	六、二四七	六、九〇七	八、一四三
前年ト比較増	八、〇〇八	九、七五八	一〇、五二二	一一、七三六	一三、八〇九
前年ト比較増	三、〇八〇	三、七五七	四、二四四	四、七五〇	五、二七三

備考 本表中の三十五年分は其年十二月末の現在調なり市制實施の當時即ち同年十月一日の現住は戸數一三、二四三なり人口一七、一九九なり

第六款 市制實施以後五ヶ年間

大 字 名	戸口數				
	明治三十六年	明治三十七年	明治三十八年	明治三十九年	明治四十年
和 庄 町	六、七五二	七、二二六	七、八九七	九、〇二八	九、四二〇
莊 山 田 村	三、二六八	三、五九八	三、九七八	四、五〇八	四、八三六
宮 原 村	三、九三五	四、一八七	四、八九三	四、六三三	四、七〇七
二 川 町	一、六四五	一、八三三	二、〇五五	二、二九九	二、四八五
計	一、九〇六	一、九五五	二、一四六	二、三三三	二、六〇八
前年ト比較増	一、二八七	一、五〇九	一、七〇七	一、九〇三	二、一七五
前年ト比較増	六、二七二	五、四四六	八、一八〇	一〇、三五二	一三、七五五

備考 戸口の著しく増加したるは明治三十八九年を最とし次て明治四十年にありとす是れ三十七八年の戦役に際し他方(殊に九州地方にあり)に滞在或は出稼せし労働者が戦後其の方面より本市に移住し來りしもの多かりし結果と推測することを得へし

第七款 明治四十一年以後五ヶ年間







由るか之れを詳かにする能はざるを遺憾とす  
 明治四十二年一月十二日廣島縣訓令縣第一号を以て郡市町村現勢調査に因する規程を訓令せられ市の現勢は爾後之れに依り調査簿に記載せざるへからざることとなりき因りて其の基礎として實地調査の必要を認め市内を十九區に分ち市吏員三十八名に時の派出吏十九名を加へて臨時調査委員となし明治四十二年七月二十五日午前第六時を期し各區同時に調査に着手し同日中に調査を了へしめたり其の統計を茲に掲げ當時の現勢を記さん

吳市戸數人口及宗教別

戸數

町名	本籍者	寄留者	本市内ニ在籍セサルモノ	計
本通 一丁目	三三	四	三	二二
全 二丁目	五	五	二七	一三四
全 三丁目	元	一九	八	五
全 四丁目	三	二五	三	七

本通 五丁目	二六	元	七	六三
全 六丁目	五	六七	二七	一四四
全 七丁目	五	六〇	二五	一四二
全 八丁目	四	五	三三	一三四
全 九丁目	四	六	三	二八
申通 一丁目	二五	二五	元	七九
全 二丁目	三	四八	四	三三
全 三丁目	三	三七	三	八
全 四丁目	六	五	三	二八
全 五丁目	六	四	三	一八
全 六丁目	四	六四	五	一五八
全 七丁目	三	四	〇	七五
全 八丁目	七	二五	三	五五
全 九丁目	六	一九	八	七三
東本通 一丁目	二六	三	三	五七



東本通二丁目	三〇	三七	六	七
全三丁目	三三	五	一七	一〇三
全四丁目	二五	三	七	六
東堺通一丁目	一〇	三	一九	六〇
全二丁目	二	一八	三	四三
全三丁目	三	二六	九	五六
全四丁目	三	二	三	四七
全五丁目	一四	二五	九	四八
全六丁目	九	二	五	二五
全七丁目	三	四	三	九六
全八丁目	三	二八	三	六
全九丁目	九	三	一	二
和庄通一丁目	二六	二四	三	三三
全二丁目	七六	一〇一	四六	三三五
全三丁目	一三	二三	二五	四七三

香妻町一丁目	六	七	五	一八九
全二丁目	六	七	四	一八一
東雲町一丁目	一四	四	八	六三
全二丁目	一四	二六	一四	五
全三丁目	一五	四〇	二	七八
全四丁目	三	五五	二八	一一四
曙町一丁目	一四	四	七	六
全二丁目	三	五	二	七七
全三丁目	五	五	二九	九七
清水通	九	二八	三六	二四四
清水上通	三三	二九	六七	四七七
八幡通	一三	二九	三九	二八〇
八幡上通	二八	二〇五	七	三九三
龜山町	六	五	三	一六三
元町	八	九	三	二二八



烟	春	鹿	東	長	溝	下	上	寺	新	泉	柳	登	城	寺
	日	田	鹿			古	古	本	泉	場			山	西
	町	通	田	道	路	江	江	町	場	町	町	町	町	町
二六	三九	六三	七九	六六	七〇	六六	二九	二七	五九	六	四	一〇	五	一三
二五	六六	六六	五〇	一六	一三	六	二六	二四	八	四	六〇	二六	三	一〇
一六	五〇	五四	五四	六六	一〇四	二六	七七	八五	四八	二	二五	六六	三	三
一六七	一五五	一八三	一八三	三〇八	三二七	一八八	三三	四五四	一八九	九二	一六六	三四一	一三七	二八六

全	四	全	全	全	三	全	全	全	二	全	全	全	一	小
番	番	番	番	番	番	番	番	番	番	番	番	番	番	計
町	町	町	町	町	町	町	町	町	町	町	町	町	町	
一	一	二	三	四	一	二	三	四	一	二	三	四	一	
丁	丁	丁	丁	丁	丁	丁	丁	丁	丁	丁	丁	丁	丁	
目	目	目	目	目	目	目	目	目	目	目	目	目	目	
四	八	三	三	六	三	四	八	一〇	二	四	一	二	一	三、四五
五九	二六	三八	六	三	三	二	八	二五	一〇	九	一	二	八	四、三五五
四五	二〇	四一	三七	四二	八	三	一五	二二	四	四	一	一	四	二、一一二
一四五	六四	一〇〇	二二五	一三三	五九	二八	四一	四六	一六	一七	一	五	一三	九、七〇七







弓ノ町	朝日町	大年町	上山田	中山田	下山田	西原町	伏原町	京町	成町	西山田	弗地町	山手通	三津田	愛宕町
六	七	三	九	三	三	三	元	五	二〇	二八	二〇	四	七	四
二五	八二	三四	八	四	二〇	二五	四七	七	一三	一	八	五	三	一八
六	三	三	一	九	三	三	三	五	九	三	三	二	四	六
一三八	一九五	九六	四〇	三〇	五五	八〇	一〇八	一七九	三三	二九	三三	一〇三	二二三	三五八

今西町	濱田町	稻荷町	古川町	片山町	荒神町	草里町	内神町	郷通町	中川通	辰川通	惣付	畝原町	胡ノ木町	長ノ木町
四	二	六	二	五	二	一〇	五	九	二	一	六	四	五	九
六	七	五	四	三	一	二	七	九	一	七	一〇	一	七	三
三	三	五	二	四	一	七	三	一	九	四	六	一〇	三	三
一三	一〇八	一六三	一〇〇	一五五	三七五	三四七	一一九	三二	五五	二四九	七	六九	二二	一五二



小計	二,五九八	三,一五二	二,〇〇一	七,八五〇
西二河通一丁目	七	三三	一九	四九
全二丁目	五	二七	九	四二
全三丁目	二	二〇	八	三〇
全四丁目	一九	二八	一〇	五七
西本通一丁目	一八	四六	二八	九
全二丁目	二五	五五	四七	一二七
全三丁目	二七	五四	二七	九八
全四丁目	三	五八	三三	一〇三
三城通一丁目	三五	三	一三	七九
全二丁目	二七	六八	四〇	一三五
全三丁目	五〇	七	三六	一五七
全四丁目	五	七〇	五三	一七五
兩城	六	一四五	九	三三三
長濱町	一二三	七二	四五	三三八

東港町	一八四	五五	四三	二八三
川原石	一九七	四六	五〇	二九三
西ヶ道	一五六	二五	三四	二二五
西港町	二二七	二二	二四	一七二
新宮	三三	一	一	二五
小計	一,一八三	九五	五九一	二,六八九
上神原	六一	三五	四〇	一三六
中神原	一五	一四五	九四	三九〇
下神原	一〇四	一四一	一〇一	三四六
北小原	六	九四	六九	二四九
南小原	一〇五	六四	八六	二八五
上室瀬	一八	一四	一〇	四二
中室瀬	九	六三	六七	三三二
下室瀬	五	四七	六三	一八四
丸子	二〇	五一	四四	一一五



町名	神道		佛		道		人		基督教	未詳	合計
	人口	眞言	淨土	禪宗	日蓮	眞宗	其他	計			
休原									八		三七
殿垣内									六		一六七
北清田									三〇		一三六
坪内清田									四		一六六
坪内畝									六九		二四六
赤羽根									三		一三四
小計									八二		二、八七四
總計									五、六二四		二三、一三三

人口及宗教別

町名	神道		佛		道		人		基督教	未詳	合計
	人口	眞言	淨土	禪宗	日蓮	眞宗	其他	計			
町本通	二九	二四	四〇	六	二	二五四	九	三八四	一		四九二
全二丁目	三四	四五	四三	三七	九	二八六	三	四三三	二		五〇六
全三丁目	一	一三	一七	六	一三	二四	一	一八三	五		二三〇
全四丁目	五	一八	三	二七	二七	一六九	一	二六五	一		三〇九

町名	神道		佛		道		人		基督教	未詳	合計
	人口	眞言	淨土	禪宗	日蓮	眞宗	其他	計			
全五丁目	二四	一三	二五	一〇	一五	一三三	二	一九七	一		二六八
全六丁目	三四	三三	四六	三七	二四	三〇一	八	四四八	七		五五八
全七丁目	一四	六〇	一九	二七	一四	三三〇	一	四六一	八		五四八
全八丁目	七	六六	一五	四五	三	二六三	三	四二三	一		四八九
全九丁目	二	五九	三三	四七	一〇	三〇二	一	四四二	一		四七五
中通一丁目	一	一七	二七	三三	一〇	一八四	二	二六三	五		二七八
全二丁目	一五	五八	三九	三〇	三九	二三七	五	四〇八	三		四六六
全三丁目	二	二二	二九	三〇	三五	一五三	一	二四七	一		二八六
全四丁目	一七	二四	三四	三八	二	二七二	九	三八〇	一		四二三
全五丁目	一五	三六	二七	三五	三	二〇〇	一	二九三	四		三七三
全六丁目	三四	四四	四〇	七	五四	二六四	一	四七〇	一		五三三
全七丁目	三	六	一八	一五	六	一三三	一	二二八	一		二八八
全八丁目	一	三〇	二八	七	一五	一〇〇	七	一八七	一		二二一
全九丁目	二	二五	二二	三	三	一五六	三	三三九	一		三三八
東本通一丁目	四	一八	二	二八	一	二六	一	一八三	一		二〇四



東本通	二丁目	九	一七	一三	二四	二六	一九四	二六四	一〇	二八三
全	三丁目	二	三三	一〇	七	二	二九二	三四四	五	三八四
全	四丁目	四	四三	一九	二六	一〇	一五九	二五六	一〇	二七〇
東堺通	一丁目	六	二〇	一九	四五	九	二二七	二二三	二五	二五三
全	二丁目	一	一五	六	四	二	二二	二二六	八	一三四
全	三丁目	五	一三	二	六	一	一八	一九二	二	二〇八
全	四丁目	三	九	五	三	一	二八	一四九	九	一五八
全	五丁目	三	一	二	二〇	三	一〇六	一四六	七	一九二
全	六丁目	二	七	三	一五	四	五七	一六九	七	一五八
全	七丁目	一五	二六	三	二七	七	一九三	二八七	九	三二一
全	八丁目	二	二六	三	三七	六	一五〇	二二三	七	二三二
全	九丁目	一	四	一	六	一	四三	五三	二	五五
和庄通	一丁目	六	九九	八一	六五	四九	七五四	一、〇四八	二七	一、一四三
全	二丁目	四	五四	七七	九一	二	四七七	七二二	九	七六八
全	三丁目	九	一五六	九五	一八二	七五	九六六	一、四九六	五	一、六三二

吾妻町	一丁目	二	五八	二〇	五二	三九	五七七	四	六九九	一	七二〇
全	二丁目	三	三五	二〇	三七	二〇	五三三	六四五	二	六八六	
東雲町	一丁目	八	一五	三二	一三	一五	二〇〇	二〇四	二六	二三八	
全	二丁目	二四	二三	一一	一五	三三	一〇三	一七三	一三	二二〇	
全	三丁目	二	四五	一四	一九	三〇	一五六	二六四	五	二七二	
全	四丁目	七	四六	二五	四〇	三三	三六	三五九	七	三七三	
曙町	一丁目	二	三七	五	一一	一	一四九	二〇三	八	二二二	
全	二丁目	五	三三	一七	二七	一六	一八二	二七五	二	二九三	
全	三丁目	一〇	四〇	二六	七	一五	三三三	三〇一	二	三二三	
清水	上通	二	六	六五	六	四〇	六三	八七九	七	九一九	
清水	上通	二	六	二〇	二八	一〇四	九九九	一、〇六四	六	一、七三八	
八幡	上通	五	四	七	八三	五	六六	九一〇	九	九七九	
八幡	上通	八	六	六	一八九	七	八六九	一、三三二	一	一、四二八	
龜山	町	三	六	三	四九	一六	三六二	五三四	五	五九八	
元	町	三	三	六	三九	四五	五〇七	七三	六三	八一七	







西本通	全	全	全	西二河通	全	全	全	六番町	全	全	全	五番町	全	四番町
五丁目	八丁目	七丁目	六丁目	五丁目	四丁目	三丁目	二丁目	一丁目	四丁目	三丁目	二丁目	一丁目	四丁目	三丁目
1	8	3	0	2	1	1	1	1	1	2	3	3	1	2
13	5	2	1	3	1	1	4	1	1	3	5	6	1	5
3	8	2	4	5	1	1	1	1	2	7	9	8	1	3
3	5	8	1	8	1	1	2	1	2	9	6	5	4	8
7	8	5	6	7	1	1	6	1	1	7	3	8	6	5
169	164	190	202	158	1	1	16	7	1	1	24	15	1	38
1	1	1	4	3	1	1	4	1	1	1	6	1	1	2
24	20	26	36	23	1	1	36	7	28	26	47	27	27	59
1	1	1	1	5	1	1	1	1	1	4	3	1	1	1
5	4	3	4	5	1	1	4	1	6	1	8	2	2	2
229	233	233	250	235	1	1	250	3	93	29	468	303	29	64

神田町	藏本町	西堀通	下中町	榮町	明神町	松本町	岩方町	全八丁目	全七丁目	全六丁目	三城通	全八丁目	全七丁目	全六丁目
36	3	1	3	1	15	24	15	7	0	3	1	4	9	6
7	138	18	3	8	7	38	15	1	4	6	7	6	6	4
3	4	6	3	2	3	3	7	6	8	3	3	8	5	3
68	96	2	50	25	62	99	108	24	1	8	6	4	4	9
18	50	14	4	3	56	27	30	8	3	1	2	18	9	2
452	665	80	309	567	540	403	79	200	88	24	1	1	1	200
1	5	1	1	2	5	4	4	1	1	5	1	1	1	1
637	995	200	428	77	757	603	1081	258	103	246	199	181	28	36
8	1	1	1	1	8	5	3	1	4	1	1	1	1	1
3	14	1	9	1	26	2	25	1	4	9	7	2	7	0
674	1040	231	449	79	790	658	1154	265	221	267	206	187	234	253



今	濱	稻	古	片	荒	草	内	郷	中	辰	惣	畝	胡	長
西	田	荷	川	山	神	里	神	川	川	川	原	原	ノ	木
町	町	町	町	町	町	町	町	町	通	通	付	町	町	町
1	1	3	2	2	2	3	7	3	2	5	1	1	3	2
5	2	7	4	6	10	9	3	8	3	5	1	3	3	3
3	2	7	6	9	9	2	4	5	1	8	1	2	9	9
3	7	9	7	9	7	3	3	6	9	6	2	8	4	4
2	2	9	2	4	2	5	3	2	9	5	1	1	3	3
3	2	3	3	3	1,154	979	41	799	160	93	37	58	50	50
6	1	9	9	2	7	1	4	5	1	4	1	1	1	1
4	3	4	3	5	1,379	1,334	447	1,036	200	981	375	272	462	608
1	1	5	1	2	1	4	1	7	1	1	1	1	1	1
6	6	6	2	4	9	3	4	10	1	8	8	8	28	5
4	3	5	3	4	1,414	1,263	458	1,083	228	1,004	383	279	523	625

弓	朝	大	上	中	下	西	伏	京	成	西	赤	山	三	愛
ノ	日	年	山	山	山	原	原	町	町	山	地	手	津	宕
町	町	町	田	田	田	町	町	町	町	田	町	通	田	町
1	3	4	1	4	1	7	5	7	1	1	6	5	5	9
7	13	38	2	1	6	9	28	42	5	1	1	1	3	6
8	29	24	1	3	0	3	3	3	4	1	2	4	4	4
6	5	6	2	3	2	6	29	59	3	1	1	6	7	6
2	6	3	2	1	6	2	5	4	9	7	7	4	5	4
2	5	20	2	1	6	2	27	49	6	2	2	4	5	6
6	4	4	1	1	1	1	1	7	1	1	1	1	1	1
4	7	3	3	2	2	3	3	5	2	2	2	5	7	1,286
1	4	4	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
9	4	3	1	4	1	4	5	3	1	1	1	2	2	3
5	4	3	1	4	1	4	5	3	1	1	1	2	2	3
4	1,291	339	163	228	222	283	373	598	226	225	135	489	806	1,405



小計	九七	二、四三	一、六五	二、五二	一、三三〇	三、三三	一、六九	二七、五三	九	一、〇〇	二九、三八一
西二河通 一丁目	四	三四	六	三	二	二六	一	二〇〇	一	二〇	二〇四
全 二丁目	二	三三	六	八	三	一四	一	一四四	一	一四六	一四六
全 三丁目	五	五三	五	三	四	五〇	一	八七	一	九三	九三
全 四丁目	二	二八	一〇	五	七	一六〇	一	二二	一	二二	二二
西本通 一丁目	一五	四五	六二	一〇	一九	二二	一	三五七	一	三六六	三七六
全 二丁目	一	二九	一〇	四	一	二八七	一	四六二	一	四六二	四六二
全 三丁目	八	九	三八	五三	二五	二五三	一	三六六	一	三七四	三七四
全 四丁目	三	三	一九	二六	二二	二七〇	六	三五四	一	三五七	三五七
三城通 一丁目	三	四	一八	二	三	二二	一	二六八	一	二八二	二八二
全 二丁目	六	一	二五	四	六	三三〇	一	四六三	一	四六九	四六九
全 三丁目	三	三六	三	三	二五	三九〇	一	五二六	一	五四〇	五四〇
全 四丁目	三	五二	三六	三〇	二九	四七六	八	六三〇	一	六五一	六五一
兩城	三	一〇三	三八	二七	四〇	八七一	一	一、一六九	三	一、二〇	一、二〇
長濱町	一	一九	三六	六二	三三	八四四	二	九八七	一	九九五	九九五

東港町	九	三	三〇	二七	二二	一、二六	一	一、二五	二	一、三六	一、三六
川原石	九	六	四	三	二	一、四七	一	一、二〇	一	一、三五	一、三五
西ヶ迫	八	三	一四	一三	一	九四	一	九五二	一	九五九	九五九
西港町	九	一	一九	六	二	七四六	一	八〇三	一	八二二	八二二
新宮	一	一	三	一	一	二八	一	一一三	二	一二四	一二四
小計	一九	四六	五〇	五六	三三	八、七五	一七	二〇、五二	三三	二〇、七七	二〇、七七
上神原	二〇	四	二	四	一八	三八七	九	五二二	一	五三三	五三三
中神原	五四	一七	三	九	五	一、〇四	六	一、三九九	一	一、四七五	一、四七五
下神原	三	九	六	一	五	七九六	一	一、一四四	三	一、一七八	一、一七八
北小原	二	一三	二	八〇	三	六三	一	九〇四	一	九二〇	九二〇
南小原	四	二二	七	八〇	六	六〇六	一	九二五	四	九七一	九七一
上室瀨	六	一四	二	二	一	一四三	一	一七〇	一	一七六	一七六
中室瀨	一〇	七	二	三八	四	六二四	八	七六八	一	七七八	七七八
下室瀨	八	一四	八	四〇	二	五三	一	七三九	一	七三七	七三七
丸	三	八九	三	一五	一九	一三九	五	三八九	一	四〇一	四〇一































上猪居山 猪居山 大開 寺迫 柳通 古江 正法地 朝谷 溝路 目堀  
 楠田 大樋口 東新開 青木本 廣郷 北溝路 小物迫 長迫 上長迫  
 勝入 圓佛 榎田 川原田 清水 古林谷 赤芻 鎌迫 葛籠 横原 竹  
 土居 鹿田河内 松山谷 神奥 三田ヶ迫 竹ノ鼻 岡田 横田 田中  
 西平原 平原 雜叢田 半田 長通 大迫 峠 後山 大久保 大津 金  
 山 荒神平 鉄甲 片山平 中谷 半兵衛垣内 松場 岡垣内 中津 免  
 田 宇根 惠野田 堀

以上百六字耕地部に属す

江羅田 湯船 正田 小管 大漬 白口 黒口谷 桂石 櫻林 潤迫 本  
 谷 隠穴 猪居山 寺迫 堀 古江 茶坪 溝路 中溝路 目堀 上長迫  
 勝入 古林谷 鎌迫 葛籠 松山谷 東免田 西免田 柿畠 土休 松平  
 北免田 半田

以上三十八字山林部に属す

因に山林部は耕地部よりは後れて明治十三年に改定す

莊山田村

沖新開 大新開二ノ割 大新開一ノ割 今西沖 狐カ城沖 下古川 瀬替  
 二川 上古川 中古川 狐カ城 中今西 片山 小島 上今西 北迫 土  
 間切 上二河 加治森 瀉石 郷中畝 江原 椎ノ木 姥カ谷 見殘 障  
 子林 奥姥ヶ谷 松原垣内 割岩 温ヶ谷 内神 岩方 岩方沖 下中  
 神田 上中 塔ノ岡 圓石 才ノ峰 風呂奥 地垣内 込山迫 上ノ原  
 河原林 辰ノ口 上元屋 高免 畦地 船木 向ノ原 高平 上峠 主人  
 岳 峠 梶屋迫 石原筋 原垣内 畝ノ原 横ヶ坪 早稻田 上ノ山 下  
 鋤先 上鋤先 頓岩 大年垣内 西上長ノ木 西中長ノ木 西下長ノ木  
 向田 長ノ木筋 草里 元屋垣内 末信 畠田 石田 松本 濱濃田 津口  
 中田 山田 東長ノ木 中村 伏原 宥免 大平 岡田 成就地 京免 平  
 原 堤 中畝筋 苅地 右田平 東上長ノ木 田才 西谷 上西 涼山  
 登龍 市井原 尾曾越 西上二河 下垣内 金立 大畠 下二河 二河平  
 大平 小迫 雨ヶ辻 中田垣内 濱新田 宮新田 本迫 竹ヶ迫  
 以上百十五字耕地部に属す  
 平原山 堤 灰ノ峰地獄谷 中畝山 苅地山 右田平山 灰ノ峰蜂ヶ谷



灰ノ峰小石ヶ谷 灰ノ峰法堂平 灰ノ峰野迫 田才山 灰ノ峰本谷 上鋤  
 先 大年垣内 西中長ノ木 西下長ノ木 灰ノ峰迫 轉石 灰ノ峰岳 上  
 一本松 下一本松 船木 畦地 茶振 道岸 市井原 西市井原 下市井  
 原 石道山 込山迫 地垣内 風呂奥 才ノ峰 岩熊 割石 奥姥ヶ谷  
 落宇土 松原山 土間切 地迫 東二河平 觀音山 鷺ヶ山 大ナシ 藤  
 原 梶木 二河山 青山 熊分ヶ 中ヶ迫 下二河 東金立 日野京 金  
 立 大島 二河平 大平 小迫谷 本道  
 以上五十九字山林部に屬す

宮原村

休谷 矢雁 赤石谷 休猫松 休平太郎 椿ヶ迫 小池谷 小池畝 丸子  
 畝 赤御堂畝 小山 丸子谷 林谷 林谷南畝 砂田上原 室瀬平岩 常  
 光地 高向 砂田 砂田下原 丸子 東高下 南高下 權ノ守 小休谷  
 室瀬上 北眞畝 南眞畝 中迫北側 牛ヶ迫奥 中ヶ迫 谷渡上 切石  
 神原畝 神原北 原林 原林北畝 川原毛谷 權暮谷 原林山神 姥ヶ谷  
 合ヶ谷 奥山三ヶ石 櫻ヶ原 奧林 中林 神原 寺田 春越田 榎ヶ原

空垣内 伊勢名 中川 伊勢名上 道口 半兵衛山 道ノ奥 北小原 立  
 石 上小原 南小原 宮ノ原奥 正面 宮ノ原 万願寺 殿河内 孫市山  
 向山 北清田 南清田 土堀 畝近 國廣 釜ヶ平 平畝 兩方掛 葛石  
 首頭 化生地 下化生地 岡畝平原 鎌刈 洗川 宮垣内 岡畝原 勝負  
 峠 兎田 赤羽根 次右衛門原 上化生地 上次右衛門原 五本松 燈谷  
 作場 定越 堀越 横路 横路上 木床 夫後家原 黄金岩 尾井手 下  
 鎌頭 上鎌頭 茶世山 明田上 明田 小久保谷 原田  
 以上百九字耕地部に屬す

赤石谷山 休猫松山 椿ヶ迫山 小池谷山 林谷山 辰ノ口山 室瀬朝里  
 迫山 室瀬立岩山 平岩山 常光地山 谷渡山 權暮谷山 前綿良石山  
 先綿良石山 山神山 鎌刈迫山 姥ヶ谷山 合谷山 中大入山 大掛山  
 下大入山 灰迫山 眞梨山 小黑山 鉾ヶ迫山 中林山 中川立岩山 道  
 口奥山 沖立岩山 大山 元山 日下城山 權現山 國廣山 洗川山 平  
 畑山 釜平山 中川朝日迫山 柄振川山 田安馬山 八咫鳥山 月天山  
 鎌刈山 小丸子山 次右衛門原山 平根山 鎌頭山 老那岐山 苗竹山



平谷山 札石山 三ッ畝山 青畑山 明田山 丸毛山 尾井手山 夫後家  
原山 横路山 定越山 笠山 赤羽根山 作場山 鼈蘇谷畝山 兩方掛山  
以上六十四字山林部に屬す

吉浦村の内

川原石兩城部落(今の二川町)

瀧ノ上 本谷 割岩平 垣ノ内 中新開 文政新開 大谷 有崎 長濱 東  
平札 西平札 上垣内 下垣内 新地 沖田 名賀田 矢倉垣内 大字根  
崎大字根 大平 奥ノ城 他ノ岡 洗川 市ノ井手 森 上峠 西ノ奥  
西平 西ノ谷 加美 川原石 片平 鹽屋 社崎 松ヶ迫 後迫 鍛冶屋  
場 元谷 水カ迫 石場 新宮 崎新宮 後網代

以上四十三字耕地部に屬す

東 平 中上 兩城山 鳴平石 城山  
長 濱 西平札 上垣内 本山 崎大字根  
奥 城 木ノ拔 大無 合堀 山ノ神  
幸 林 白石 峠 本谷 新宮

中新宮 崎新谷 上後網代 下後網代

以上二十四字山林部に屬す

明治十一年郡區町村編成法の發布ありて従前の大小區制は廢止せられ郡の下  
に町村を割設して藩政時代の舊に復す吳三ヶ村に於ても其の區域従前と異なる  
所なし

明治十九年吳鎮守府の設置せらるゝや茲に市街の形成を促進するに至る其の  
組織の端緒及び築調の事は既に第一編に概述したれば復た茲に之れを贅はす  
其街衢の區劃は凡て明治二十年五月七日發布の縣會乙第九号吳軍港家屋建築  
制限法に基くことゝなれり

然れども市街の形成は到底秩序整然たることを得ざりき是れ主として土地埋  
立の區々たりしに由る例へは道路兩側の埋築の如き左右必しも一齊に行はれ  
ず甲地の一方は埋築せらるゝも乙地の一方は依然舊態の儘低地にて存するあ  
り爲めに舊道は潰れ新道は通せず溝渠は阻塞し汚水は停滯し其の亂雜言ふへ  
からず又地面の大部分は土地持と家屋持と加ふるに借家主との三者に別れ借  
地埋立にありては地主は三年乃至五年間地料を免除する契約の下に埋築を家



屋持者に負擔せしむること自然の慣例となりしに由り土地の埋立も家屋の建築も各地に續起し之れか爲めに市街頗る整頓を缺き町名の如きも其の既に形成せる局部は自由に通俗名(四ツ道路或は南京町西丸筋と言ふか如し)を稱へ他の局部は反つて通稱もななく舊字名に據る能はざるものありて頗る錯綜を極めき

是に於て當局者は町名の制定字名の改稱を企圖し調査する所ありしか之れか爲めには一筆毎の地圖地籍の明確詳細なるべきものなかるへからす而かも舊字區劃は變して井然たる市街の形式となりたれば圖籍の據るべきなく新に之れを調製せんか一朝一夕の能くする所にあらず仍て已むを得ず市吏員をして現形を踏査せしめて見取圖を作成し之れに改正町名を付し以て將來公稱の前提に通俗名稱と爲さんとし明治三十七年八月十六日市會に提案し協賛を求めたり市會は四名の委員を擧げ調査を託するに可成土地の舊名に因みて撰定せんことを以てし委員會は反覆調査の上多少の修正意見を加へて本會に報告し市會は同年八月二十四日左の通り議決せり

小字名稱更改の件

本市内各小字名稱別表之通り更改するものとす

(別表) 吳市通俗小字名稱更改一覽表

大字	改稱小字名	丁目	區	域
和庄町	龜山町		海軍監獄下堺橋通ヨリ南部	
全	本通	自一至九丁目	眼鏡橋ヨリ東泉場ノ境迄 幅員ハ兩町ノ中央マデ	
全	中通	全上	新設右本通ト堺川トノ中線 幅員同上	
全	東堺通	全上	堺川ニ沿ヒタル市街ノ東方突當リ迄 幅員中通トノ中央迄	
全	元町		元南京町	
全	寺西町		元新南京町	
全	清水通		元槍垣ノ内龜山神社ニ至ル横道ヲ境トシ下手元町迄	
全	清水・上通		全上 上手全部湯舟迄	
全	八幡通		元字根筋龜山神社ヨリ元西丸筋ニ通スル道路ノ下半	
全	八幡上通		全上 上手全部	
全	和庄通		元和庄西丸筋ノ内新設登町ヲ除ク全部	
全	登町		明法寺畝ヲ境トシ和庄境迄	
全	城山町		明法寺北方下手ヨリ古江川迄	







全	伏原町	全上第二線路 幅員兩町ノ中央迄
全	西原町	遊廓北手第一線路 幅員西ハ新開地ヲ境トシ東ハ次町トノ中央ヲ限トス
全	大年町	全上北線道路
全	朝日町	遊廓表門通 幅員ハ兩町中央迄
全	弓ノ町	劇場ノ東角ヨリ遊廓下ノ下水道迄 東ハ川ヲ境トシ次ハ次町ノ中央迄
全	長ノ木町	胡町上縦線
全	胡町	國道筋榮町ニ入ル所ヨリ上ハ胡町神社迄 幅員東ハ堺川西ハ次町ノ中央迄
全	畝原町	全上ヨリ惣付迄畝カ原全部
全	草里町	榮町ヨリ入り一直線路 幅員西ハ荒神町迄ノ中央迄東ハ草里川迄
全	榮町	國道土橋ヨリ上ハ學校下手ヲ横斷セル道路迄 幅員同上
全	荒神町	明神町ヨリ入り一直線路幅員全上
全	明神町	松本町ヨリ上ハ學校下手ヲ横斷セル道路迄 幅員西方ハ中川迄東方ハ次町ノ中央迄
全	松本町	中川ノ下流土橋ヨリ以東境川迄上ハ國道土橋ヨリ横斷 セル横道路ヲ境トス
全	中川通	下境川ニ合スル所ヨリ中川ニ沿ヒタル西側面ヲ通シ上 ハ學校ノ西脇道路迄
全	西堺通	上松本橋ヨリ堺川ニ沿ヒタル西側六番町迄
全	莊山田村	

全	京町	全上第三線路
全	成町	全上第四線路
全	赤地町	區域元ノ通
全	西山田町	全上
全	上山田町	下井手通ヲ經テ和庄町字田中へ越ス道路ヨリ上ハ尾瀧 川迄トス
全	中山田町	山田ヨリ鹿田越ノ道路上ヨリ下井手通ヲ經テ和庄町字 田中へ越ス道路迄トス
全	下山田町	全上中山田町境ヨリ下手大年町境迄
全	惣付	上ハ燒山峠ヨリ下道路ヲ横斷セル川ニ番目ヨリ畝カ原 ニ通スル横道ヲ境トシ元惣付及大年垣内全部
全	辰川通	中西ヨリ上字目石字辰ノ口上元屋高免川原林ノ畦地ト ス
全	郷町	神田通ヨリ北ハ字目石迄西ハ内神町道路 東ハ境川上流
全	内神町	岩方町ヨリ始リ東ハ道路通リ西ハ濱田川上流北ハ姥ケ 谷迄
全	片山町	今西町ヨリ北東東ハ濱田川ヲ境トス
全	山手通	三城通八丁目ノ突當ヨリ東北悉皆 但新設三津田ヲ除ク
全	三津田	三城通突當ヨリ北ノ一迫
全	愛宕町	南ハ兩城境ヨリ東ハ三城通北ハ畝境トス



全	下室瀨		全上中道路ヨリ下手南谷ノ渡迄
全	中室瀨		丸子境ヨリ中道路ヲ境トシ牛ヶ道迄トス
全	上室瀨		室瀨ノ縣道上手全部
全	丸子		右休原境ヨリ大谷川ヲ以テ境トス
宮原村	休原		和庄境ヨリ南縣道ト横道路トノ中央トス
全	新宮		川原石ノ西端ノ一迫
全	西ヶ道		鉄道ヨリ上森畝ヨリ以西水ヶ道迄
全	川原石		鉄道ヨリ上東ハ長濱町ヲ境トシ西ハ森畝迄
全	西港町		東港町ヨリ以西水ヶ道迄トシ上ハ鉄道ヲ境トス
全	東港町		長濱町ヨリ以西上ハ鉄道ヲ境トシ西ハ(中森芳松)ノ東小川迄
全	長濱町		二河川々裾ヨリ以西築地突出ノ所迄上ハ鉄道ヲ越ヘ畝境迄
二川町	兩城		東ハ三城通北ハ三津田境南ハ有崎ノ鼻迄トス
全	三城通	全	全上ノ西縦線
全	西本通	全	全上ノ西縦線
全	西二河通	自一至八丁目	二河川ニ沿ヒタル西側河岸全部幅員ハ次ノ街道迄
莊山田村ノ内	西二河通	至八丁目	

全	上神原		神原ノ縣道上手全部
全	中神原		中室瀨境ヨリ中道路ヲ境トシ南原川迄ノ上手
全	下神原		全上下手全部
全	北小原		中神原及下神原境ヨリ中間ノ縦道路迄
全	南小原		北小原境ヨリ元殿垣内境迄
全	殿垣内		區域元ノ通
全	上清田		縣道ヨリ上手
全	北清田		殿垣内境ヨリ(水野政五郎宅)縦道路ヲ境トス
全	坪ノ内清田		北清田境ヨリ洗川迄
全	坪ノ内畝		坪ノ内清田境ヨリ岡田川迄
全	坪ノ内赤羽根		坪ノ内畝ヨリ以北縣道ヲ境トシ下手
全	次右衛門原		全上上手
計	百字	九十五丁	百七十八區劃

市長は右告示に依り新舊字名の對照表を付し改稱字名實施の告示を發すること同時に郵便局其他官公署會社等に通知を爲し市内の要所には新字名の標札



を揭示し町内各戸には戸番を付し之れを標示せしめたり  
 以上の如く舊來の字名を更め區劃を定めて町名を付せるも市街は實際雜然と  
 して人家の軒並も新舊一ならず其の成立の年次は毎年の(四月)調査に係る戸數  
 割賦課戸數に依りて之れを知るを得へし即ち左の如し

區域	町名	明治三十八年	明治三十九年	明治四十二年	大正元年	大正四年	大正七年
第一區	次右衛門原	1	1	1	9	7	11
	赤羽根	7	107	114	155	169	174
	坪ノ内畝	15	209	216	266	273	280
	坪ノ内清田	18	185	196	266	278	283
	北清田	4	104	116	236	218	226
	殿垣内	6	110	117	266	269	270
	南小原	15	190	285	304	297	313
	北小原	29	200	249	249	233	233
	上神原	6	88	116	142	156	160
	中神原	34	356	390	381	363	365

以上宮原村	第三區				第四區				第五區					
	下神原	上室瀨	中室瀨	下室瀨	丸子	休原	清水通	清水上通	八幡通	八幡上通	本通一丁目	全二丁目	中通一丁目	全二丁目
16	26	29	28	27	4	202	202	204	205	107	107	28	28	6
35	3	160	208	25	23	239	239	240	240	353	353			
36	3	23	184	25	37	244	244	247	247	393	393	7	7	33
39	5	27	176	38	28	266	266	291	291	49	49	104	104	11
37	5	290	266	28	26	245	245	283	283	436	436	111	111	101
37	6	297	265	25	26	245	245	283	283	436	436	118	118	108



區 六 第														
全 六丁目	全 五丁目	全 四丁目	東堺通三丁目	全 六丁目	全 五丁目	全 四丁目	中通三丁目	全 六丁目	全 五丁目	全 四丁目	本通三丁目	龜山町	全 二丁目	東堺通一丁目
一九	四〇	一八	五四	一〇四	六七	四八	五四	一三四	七四	六五	六二	一五三	三〇	一
												二七		
二五	四八	四七	五六	一五八	九三	二八	八〇	一四四	六三	七〇	五六	一六八	四二	六〇
二五	五一	四九	五九	二一五	九四	九三	八〇	一三〇	七二	六六	五二	一六三	四四	七八
二三	四七	四九	六三	一〇三	八九	一〇〇	六七	一二五	六四	七二	四七	一六八	四六	八六
二五	五六	五四	六一	八九	八五	六六	六三	一〇〇	六一	六九	五三	一六七	四二	七四

區 七 第												區 八 第		
元町	本通七丁目	全 八丁目	全 九丁目	中通七丁目	全 八丁目	全 九丁目	東堺通七丁目	全 八丁目	全 九丁目	寺西町	城山町	和庄通一丁目	全 二丁目	全 三丁目
二〇八	二三	一二三	一二二	五九	二七	五五	六七	五四	九	二六五	二五	二九九	二八	三二六
											一三〇			
										三九五				
二八	二八	二四三	二二八	七五	五五	七三	六	六二	二二	二六	二七	三三	三五	四七三
三八	三八	二二八	二三五	七三	五四	六四	八八	六五	一四	二七	二八	三八	三三	五一八
一九六	九九	一〇六	一〇九	六九	五〇	五七	七九	五六	一三	二七	二七	三〇	二〇九	五二三
二五	一〇二	一一六	一〇六	七四	五七	五二	八二	五八	五	二七	一一	三〇六	二〇三	四九五



第			以上和庄町	第十區					第十區				
中山田	上山田	西山田		畑	東鹿田	鹿田通	全二丁目	吾妻町一丁目	春日町	長道	溝路	寺本町	下古江
二九	三	二八	二〇	二四	九	二六	七九	二五	二六	二六	三四	一四	二八
三	四	三	一七	一四	一三				二〇	二九	四二	一五	二五
三〇	四〇	二九	一七	一八	一八	一八	一八	一五	三〇	三七	四五	一八	三三
二九	四八	二八	一八	二二	一九	一九	二四	一五	三六	三〇	四六	二二	三四
二四	三九	二六	一八	二〇	一九	一八	二二	一四	三九	三四	四七	二〇	三四
二七	三九	二七	一九	二三	一九	一七	二七	一三	四〇	三九	四七	二二	三四

第九區													登町	
新泉場町	泉場町	全三丁目	全二丁目	曙町一丁目	全四丁目	全三丁目	全二丁目	東雲町一丁目	全四丁目	全三丁目	全二丁目	東本通一丁目		柳町
二五	八	六	五	五	二〇	五	七	三	五	九	六	五	二〇	二四
一七	一〇													二六
一八	九	九	七	三	二	七	五	三	三	一〇	七	五	二六	三四
一八	九〇	八	七	六	九	五	五	五	六	九	九	五	二五	三四
一六	八	八	七	七	九	五	四	五	六	九	八	五	二九	三五
一六	八	八	六	五	一〇	五	四	六	五	九	七	五	二四	三八



第十區					第十四區							區		
今西町	片山町	濱田町	内神町	郷町	岩方町	神田町	藏本町	西堺通	中川通	下中町	松本町	明神町	惣付	畝原町
一九	五	三	六	二〇八	六	二	六〇	三	四七	五	八	一六	六	四
二	七	八	六	二五〇	一一	五	一七	二	五八	六	一四	二二	九	三
一三	一五	一〇八	二九	三二	三四	一九九	二八〇	二六	五五	一三	一八	三五	六	六九
二四〇	二五〇	一六六	一八四	三五六	四〇九	二五四	四〇一	四四	九二	一八七	一九三	二二五	八三	八〇
二九七	三〇〇	一九〇	二〇六	三三八	四三〇	三三五	四三四	四三	九五	一八六	一八三	二〇七	七三	七九
三三五	三三六	二二四	二二〇	三五三	四五三	三四七	四五二	四八	一〇一	二〇二	一八二	二〇五	七四	八四

第三十區				第二區										
辰川通	荒神町	草里町	榮町	弓ノ町	朝日町	京町	胡子町	大年町	長ノ木町	成町	芥地町	西原町	伏原町	下山田
一六	二六七	一五	一五五	一三	二〇三	二〇四	二九	九五	一四八	九	三	四〇	三六	五
一五七	三四七	二六九	三〇七	一五三	三三七	一三四	一三七	二〇九	一六六	一七	三	五	五〇	六四
二四九	三七五	三四七	二〇四	一三八	一九五	一七九	二二	六	一五二	三	三	八〇	一〇八	五五
三五三	四〇三	三九九	一九四	一四四	二〇三	一九八	一一	六	一四七	六五	四三	九三	一三〇	五四
三九五	三八九	四〇九	一八〇	一三〇	一九六	一九〇	九八	八二	一三四	八〇	五二	一〇四	一二四	五七
四〇六	三九三	四〇六	一八二	一三六	一九七	一九九	一〇一	八三	一三四	八二	五二	一〇四	二六	五八



第十區				第六區										
全	全	全	西二河通五丁目	全	全	全	六番町一丁目	全	全	全	五番町一丁目	全	全	全
八丁目	七丁目	六丁目		四丁目	三丁目	二丁目		四丁目	三丁目	二丁目		四丁目	三丁目	二丁目
四	五〇	六三	四三	一	一	一	二	九	一	一八	五三	九	一三五	四五
五八	六四	七四	六三	一	一	七	二	一〇	六九	一三三	七九	八	一九五	一四五
五四	六三	七三	六二	一	一	一四	三	一〇	一一	一三四	九九	六	一七六	一六三
五三	六二	六九	六四	一	四	一一	二〇	一一	一〇	一三五	九	九	一七〇	一五五
五八	五九	六五	六一	一	四	七	九	一四	一七	一三九	一〇一	一〇	一七三	一六四

第十區											區					
全	全	全	全	三番町一丁目	二番町四丁目	全	全	二番町一丁目	全	全	全	二丁目	全	全	古川町	稻荷町
四番町一丁目	四丁目	三丁目	二丁目			三丁目	二丁目		四丁目	三丁目	二丁目		一番町一丁目			
四〇	九	一〇七	六	四	二	六	一	七	五	〇	三	八	九	九	三	三
六四	一〇〇	一二五	一三	五九	三八	四	四	一六	一七	一	五	一三	一〇〇	一〇〇	一六三	五九
六八	一〇三	一二七	一一	六五	三二	三四	七四	七	二七	一	六	一七	二四二	二四二	一七三	一七三
七三	八三	一〇一	一一	五九	四四	三三	九八	六	三六	一	七	一一	三〇〇	三〇〇	一八七	二〇四
七三	八五	一一三	一一	五五	四四	三五	一一	六	三二	一	九	一一	三四九	三四九	二〇四	二〇四



		區 七											
全	西二河通一丁目	奥山手通	山手通	三津田	愛宕町	全 八丁目	全 七丁目	全 六丁目	三城通五丁目	全 八丁目	全 七丁目	全 六丁目	西本通五丁目
三	三	一	三	一四八	二四八	六	一五	三	四七	三	五	六	五
		一	七	一七	二九								
四	四九	一	一〇三	二二	三五八	七五	三	六九	六〇	五四	六五	七	六一
		一	一三	二二	三六六	八二	三九	六	五五	五四	六七	七	五九
四三	四三	一	一三四	二二九	三七四	七二	三七	六六	六〇	五五	六三	七四	六五
三	三九	一	一五〇	三四四	三八四	七二	三五	六〇	五八	五三	六〇	七四	六三
三	三六	二	一六〇	三四四	三八四	七二	三五	六〇	五八	五三	六〇	七四	六三

九 十 第				區 八 十 第										
川原石	西港町	東港町	長濱町	兩城	全 四丁目	全 三丁目	全 二丁目	三城通一丁目	全 四丁目	全 三丁目	全 二丁目	西本通一丁目	全 四丁目	西二河通三丁目
二六	二六	二七九	二五	一八八	一五五	一〇	九	八〇	六	七	二四	九四	五〇	三
九	一五	二九五	二八	二六一										
二九	一七	二八	三三	三三	一七五	一五七	二五	七	一〇	九	二七	九二	五七	三〇
三三	一五	二六八	二四九	三三八	一七二	一四九	一三	七	一一	六	二五	一〇四	五九	三五
三二	一五七	二五四	二二六	三三五	一七七	一三〇	一〇四	六八	九八	六	二七	八九	五八	二九
三〇八	一六〇	二六四	二〇一	三三五	一六二	一三五	一〇	六	九七	八	二七	九九	六〇	二七



以上二川町	區	
	新宮	西ヶ道
	三	二四
	三	二六
	三五	三五
	三	三三
	五	三九
	八	三四

町名の上に冠せる分區は明治四十一年四月一日市政補助機關たる派出所なるものを設け其の受持區域として劃定せしものとす該派出所は明治四十三年五月之れを廢止したれども徵稅上便宜の爲め今に其稱を存せるを以て參考の爲め附記せり

市街は右の如くに漸次形成し土地の區劃は全然舊態を一變せるに拘らす之れか公稱は依然として錯綜極りなき舊字名に依れるは公私共に頗る不便とする折なれば地主の同意をも得總て町名に改め町毎に地番を追ひ以て公稱とせんとし市長は案を具して大正七年六月十四日市會に提出したり市會は審案調査の上多少の修正を加へ左の通り議決したり但大字たる舊町村名を廢するは原と市制施行に先ち四ヶ町村を合併して吳町となし之れに市制を布きたるを以て自然消滅に屬せしものなれば強ち公稱の限りにあらざるのみならず町名を

付し町毎に地番を逐ふときは毫も其の上に舊町村名を冠せしむるの必要なきに由るか故なり

議第五十八号

市内字名改稱の件

- 一、大字和庄町字西檜垣二百五番地外八百十七筆
  - 一、大字莊山田村字松本五千四百八十四番地ノ二外一千七百九十九筆
- 右土地の公稱たる大字名及小字名を町名に改稱し並に其區域を別表の通り變更するものとす

大正七年十二月二十日議決

備考 右改稱の地域は市の一部分にして殘餘の部は調査完了の上更に其手續を爲さんとするにあり

(別表) 字名改稱調書

大字和庄町ノ内

字	名	地	番
西	檜	垣	一三五 三八 三〇 三二ノ一 三二ノ四 三七 三九 三二ノ二 三二ノ三 二六 外道路全部



高 日 一三三 三三〇ノ一 三三〇ノ一 外道路全部

小 走 津 一 夫ノ一 七ノ一 外道路全部

宮 下 新 開 乙 五 丁 五 甲 五 甲 五 五 丙 五 己 五 乙 五 五 五 甲 三 丙 三 乙 五 六 乙 三 甲 五

右龜山町と改稱す

宮 下 新 開 一 壬 五 庚 五 戊 五 丙 五 甲 七ノ一 甲 七 乙 七 甲 五 外道路全部

宮 沖 新 開 一 甲 一ノ一 三 甲 六 二 一 五 二 七 一 四ノ二 甲 一ノ五 一 四ノ一 外道路全部 溝渠數三十八坪五合

右本通一丁目と改稱す

宮 下 新 開 六 四 七 丙 五 甲 五 三 六 六 乙 五 甲 五 五 甲 五ノ一 乙 五 甲 四 甲 五ノ二 乙 五 五 外道路全部

宮 沖 新 開 一 八 甲 三 丙 三 三 三 九 乙 三 丙 三 甲 五 甲 三 三 丁 五 甲 三 乙 五 乙 四 外道路全部 溝渠數六十六坪二合五勺

右本通二丁目と改稱す

宮 下 新 開 一 甲 四 四 四 甲 五 七 五 外道路全部

宮 沖 新 開 一 甲 四 丙 六 五 乙 五 丁 五ノ二 三 三 一 甲 四 一 乙 四 一 乙 四 外道路全部

湯 崎 新 開 一 一 五 〇 六 一 五 〇 八 一 一 五 〇 二 一 五 〇 五 一 五 〇 七 一 五 〇 三 二 外道路全部

中 新 開 一 一 六 〇 八 一 六 〇 九 一 六 一 一 甲 一 六 五 一 六 〇 五 一 六 一 〇 乙 一 六 五 一 六 一 八 外道路全部 溝渠數四十九坪七合五勺

高 日 一三三 三三〇ノ一 三三〇ノ一 外道路全部

小 走 津 一 夫ノ一 七ノ一 外道路全部

宮 下 新 開 乙 五 丁 五 甲 五 甲 五 五 丙 五 己 五 乙 五 五 五 甲 三 丙 三 乙 五 六 乙 三 甲 五

右龜山町と改稱す

宮 下 新 開 一 壬 五 庚 五 戊 五 丙 五 甲 七ノ一 甲 七 乙 七 甲 五 外道路全部

宮 沖 新 開 一 甲 一ノ一 三 甲 六 二 一 五 二 七 一 四ノ二 甲 一ノ五 一 四ノ一 外道路全部 溝渠數三十八坪五合

右本通一丁目と改稱す

宮 下 新 開 六 四 七 丙 五 甲 五 三 六 六 乙 五 甲 五 五 甲 五ノ一 乙 五 甲 四 甲 五ノ二 乙 五 五 外道路全部

宮 沖 新 開 一 八 甲 三 丙 三 三 三 九 乙 三 丙 三 甲 五 甲 三 三 丁 五 甲 三 乙 五 乙 四 外道路全部 溝渠數六十六坪二合五勺

右本通二丁目と改稱す

宮 下 新 開 一 甲 四 四 四 甲 五 七 五 外道路全部

宮 沖 新 開 一 甲 四 丙 六 五 乙 五 丁 五ノ二 三 三 一 甲 四 一 乙 四 一 乙 四 外道路全部

湯 崎 新 開 一 一 五 〇 六 一 五 〇 八 一 一 五 〇 二 一 五 〇 五 一 五 〇 七 一 五 〇 三 二 外道路全部

中 新 開 一 一 六 〇 八 一 六 〇 九 一 六 一 一 甲 一 六 五 一 六 〇 五 一 六 一 〇 乙 一 六 五 一 六 一 八 外道路全部 溝渠數四十九坪七合五勺

右本通三丁目と改稱す

湯 崎 新 開 一 一 五 二 甲 五 四ノ一 乙 五 四ノ一 丁 五 四ノ一 一 五 三 甲 五 四ノ二 丙 五 四 丁 五 四ノ二 一 五 五ノ二 乙 五 七 丁 五 〇 丁 五 四ノ三 乙 五 六 乙 五 八 乙 五 一 一 五 五ノ一 外道路全部

中 新 開 一 一 六 〇 一 六 〇 六 一 六 〇 四ノ一 一 六 〇 三ノ三 一 六 〇 一 一 六 〇 七 一 六 〇 二 一 六 〇 三ノ二 一 六 〇 〇 一 五 九 八 一 五 九 六 一 五 九 三 一 五 九 七 外道路全部 溝渠數五十九坪

右本通四丁目と改稱す

中 新 開 一 一 五 七 一 五 八 一 五 五 一 五 六ノ一 一 五 七 一 五 六 一 五 四 一 五 三ノ二 一 五 七 一 五 六 一 五 六 三 一 五 七 一 五 六 九 外道路全部

湯 崎 新 開 一 丙 五 三 丙 五 五 乙 五 三 乙 五 五 乙 五 六 乙 五 三 外道路全部 溝渠數六十坪二合五勺

右本通五丁目と改稱す

中 新 開 一 一 五 四 一 五 六 一 五 八 一 五 〇 一 五 三 一 五 五 一 五 七 一 五 〇 一 五 四 一 五 四 五 外道路全部

湯 崎 新 開 一 丁 五 三ノ一 戊 五 三ノ一 己 五 三 壬 五 三ノ二 丁 五 三ノ二 戊 五 三ノ二 庚 五 三 癸 五 三ノ二 一 八 六 一 八 四 一 八 三 乙 一 八 六 一 八 五 一 八 七 甲 一 八 六 一 八 四 外道路全部

惠 野 田 一 五 七 五 六ノ一 辛 五 七 己 四 七 丁 四 七 壬 四 七 庚 四 七 戊 四 七 丙 四 七 外道路全部 溝渠數六十八坪二合五勺

右本通六丁目と改稱す

十 文 字 新 開 一 一 八 六 甲 一 八 四 甲 一 八 六 一 八 四 一 八 五 丁 一 八 四 一 八 五 一 八 七 一 八 九 一 八 四 一 八 〇 乙 一 八 九 一 八 二 一







中新開 一五八三 一五八四 一五八五 一五八六 一五八七 一五八八 一五八九 一五九〇 外道路全部 溝渠數六十四坪五合

右中通五丁目と改稱す

中新開 一五九一 一五九二 一五九三 一五九四 一五九五 一五九六 一五九七 一五九八 一五九九 一六〇〇 外道路全部 溝渠數六十二坪

西新開 一六〇一 一六〇二 一六〇三 一六〇四 一六〇五 一六〇六 一六〇七 一六〇八 一六〇九 一六一〇 外道路全部 溝渠數六十四坪九合五勺

十文新開 一六一一 一六一二 一六一三 一六一四 一六一五 一六一六 一六一七 一六一八 一六一九 一六二〇 外道路全部 溝渠數六十二坪

右中通六丁目と改稱す

西新開 一六三〇 一六三一 一六三二 一六三三 一六三四 一六三五 一六三六 一六三七 一六三八 一六三九 一六四〇 外道路全部

十文新開 一六四〇 一六四一 一六四二 一六四三 一六四四 一六四五 一六四六 一六四七 一六四八 一六四九 一六五〇 外道路全部

右中通七丁目と改稱す

十文新開 一六六〇 一六六一 一六六二 一六六三 一六六四 一六六五 一六六六 一六六七 一六六八 一六六九 一六七〇 外道路全部

西新開 一六七〇 一六七一 一六七二 一六七三 一六七四 一六七五 一六七六 一六七七 一六七八 一六七九 一七八〇 外道路全部

堀沖新開 一七八〇 一七八一 一七八二 一七八三 一七八四 一七八五 一七八六 一七八七 一七八八 一七八九 一七九〇 外道路全部

右中通八丁目と改稱す

西新開 一七九〇 一七九一 一七九二 一七九三 一七九四 一七九五 一七九六 一七九七 一七九八 一七九九 一八〇〇 外道路全部

堀沖新開 一八〇〇 一八〇一 一八〇二 一八〇三 一八〇四 一八〇五 一八〇六 一八〇七 一八〇八 一八〇九 一八一〇 外道路全部

西新開 一八一〇 一八一〇 一八一〇 一八一〇 一八一〇 一八一〇 一八一〇 一八一〇 一八一〇 一八一〇 外道路全部

堀沖新開 一八二〇 一八二一 一八二二 一八二三 一八二四 一八二五 一八二六 一八二七 一八二八 一八二九 一八三〇 外道路全部

西新開 一八三〇 一八三一 一八三二 一八三三 一八三四 一八三五 一八三六 一八三七 一八三八 一八三九 一八四〇 外道路全部

堀沖新開 一八四〇 一八四一 一八四二 一八四三 一八四四 一八四五 一八四六 一八四七 一八四八 一八四九 一八五〇 外道路全部

西新開 一八五〇 一八五一 一八五二 一八五三 一八五四 一八五五 一八五六 一八五七 一八五八 一八五九 一八六〇 外道路全部

堀沖新開 一八六〇 一八六一 一八六二 一八六三 一八六四 一八六五 一八六六 一八六七 一八六八 一八六九 一八七〇 外道路全部

西新開 一八七〇 一八七一 一八七二 一八七三 一八七四 一八七五 一八七六 一八七七 一八七八 一八七九 一八八〇 外道路全部

堀沖新開 一八八〇 一八八一 一八八二 一八八三 一八八四 一八八五 一八八六 一八八七 一八八八 一八八九 一八九〇 外道路全部

西新開 一八九〇 一八九一 一八九二 一八九三 一八九四 一八九五 一八九六 一八九七 一八九八 一八九九 一九〇〇 外道路全部

堀沖新開 一九〇〇 一九〇一 一九〇二 一九〇三 一九〇四 一九〇五 一九〇六 一九〇七 一九〇八 一九〇九 一九一〇 外道路全部

西新開 一九一〇 一九一一 一九一二 一九一三 一九一四 一九一五 一九一六 一九一七 一九一八 一九一九 一九二〇 外道路全部

堀沖新開 一九二〇 一九二一 一九二二 一九二三 一九二四 一九二五 一九二六 一九二七 一九二八 一九二九 一九三〇 外道路全部

西新開 一九三〇 一九三一 一九三二 一九三三 一九三四 一九三五 一九三六 一九三七 一九三八 一九三九 一九四〇 外道路全部

堀沖新開 一九四〇 一九四一 一九四二 一九四三 一九四四 一九四五 一九四六 一九四七 一九四八 一九四九 一九五〇 外道路全部

西新開 一九五〇 一九五一 一九五二 一九五三 一九五四 一九五五 一九五六 一九五七 一九五八 一九五九 一九六〇 外道路全部

堀沖新開 一九六〇 一九六一 一九六二 一九六三 一九六四 一九六五 一九六六 一九六七 一九六八 一九六九 一九七〇 外道路全部

西新開 一九七〇 一九七一 一九七二 一九七三 一九七四 一九七五 一九七六 一九七七 一九七八 一九七九 一九八〇 外道路全部

堀沖新開 一九八〇 一九八一 一九八二 一九八三 一九八四 一九八五 一九八六 一九八七 一九八八 一九八九 一九九〇 外道路全部

西新開 一九九〇 一九九一 一九九二 一九九三 一九九四 一九九五 一九九六 一九九七 一九九八 一九九九 二〇〇〇 外道路全部

堀沖新開 二〇〇〇 二〇〇一 二〇〇二 二〇〇三 二〇〇四 二〇〇五 二〇〇六 二〇〇七 二〇〇八 二〇〇九 二〇一〇 外道路全部

西新開 二〇一〇 二〇一一 二〇一二 二〇一三 二〇一四 二〇一五 二〇一六 二〇一七 二〇一八 二〇一九 二〇二〇 外道路全部

堀沖新開 二〇二〇 二〇二一 二〇二二 二〇二三 二〇二四 二〇二五 二〇二六 二〇二七 二〇二八 二〇二九 二〇三〇 外道路全部

西新開 二〇三〇 二〇三一 二〇三二 二〇三三 二〇三四 二〇三五 二〇三六 二〇三七 二〇三八 二〇三九 二〇四〇 外道路全部

堀沖新開 二〇四〇 二〇四一 二〇四二 二〇四三 二〇四四 二〇四五 二〇四六 二〇四七 二〇四八 二〇四九 二〇五〇 外道路全部

西新開 二〇五〇 二〇五一 二〇五二 二〇五三 二〇五四 二〇五五 二〇五六 二〇五七 二〇五八 二〇五九 二〇六〇 外道路全部

堀沖新開 二〇六〇 二〇六一 二〇六二 二〇六三 二〇六四 二〇六五 二〇六六 二〇六七 二〇六八 二〇六九 二〇七〇 外道路全部



西 新 開 乙六六九 丁六六九 乙六六九 乙六六一 丙六六八 乙六六九 甲六六九ノ一 丁六六八 丙六六八  
 丁六六一 甲六六二 丙六六二 丁六六二ノ一 乙六六三 外道路全部  
 溝渠敷三十坪七合五勺 河川敷三十七坪一合三勺

右堺川通五丁目と改稱す

西 新 開 乙二六七 乙六九三 乙六九四 丙二六四 甲二六九ノ二 乙六九 甲二六九 乙二六九ノ一 甲二六九五ノ一 甲二六九五ノ三  
 甲二六九五ノ四 丙二六五 乙二六五 外道路全部 溝渠敷二十九坪五合 河川敷四百十坪五合

右堺川通六丁目と改稱す

西 新 開 一七五ノ二 丁七三 一七五 一七六ノ一 丙七〇二 一七三 一七六ノ二 一七六ノ四 一七八 一七六ノ三 甲一七五ノ一  
 一七四 一七五ノ一 一七五 溝渠敷二十九坪二合五勺 河川敷三百八十六坪一合

右堺川通七丁目と改稱す

西 新 開 一七〇ノ三 一七三ノ三 甲一七三ノ一 甲一七三ノ二 一七〇ノ一 一七三ノ一 乙一七三ノ一 甲一七五ノ三  
 甲一七五ノ四 甲一七五 乙一七三 甲一七五ノ六 甲一七五ノ五 丁一七五 甲一七三 乙一七三ノ三  
 一七二ノ一 溝渠敷三十二坪五合 河川敷三百九十五坪

右堺川通八丁目と改稱す

湯 崎 乙四六〇 一五〇ノ一 一四九 一四七ノ三 外道路全部  
 甲一五六 甲一五五 甲一五〇 一五九 一五四 甲一五三 甲一五六ノ二 一五三 一五三 甲一五八 壬一五三ノ一  
 甲一五三 甲一五七 甲一五六ノ一 甲一五二 外道路全部

湯 崎 一四九ノ二 一四九ノ三 一四九ノ四 一四九ノ五 一四九ノ六 一四九ノ七 一四九ノ八 一四九ノ九 一四九ノ一〇 一四九ノ一一 一四九ノ一二 一四九ノ一三 一四九ノ一四 一四九ノ一五 一四九ノ一六 一四九ノ一七 一四九ノ一八 一四九ノ一九 一四九ノ二〇 一四九ノ二一 一四九ノ二二 一四九ノ二三 一四九ノ二四 一四九ノ二五 一四九ノ二六 一四九ノ二七 一四九ノ二八 一四九ノ二九 一四九ノ三〇 一四九ノ三一 一四九ノ三二 一四九ノ三三 一四九ノ三四 一四九ノ三五 一四九ノ三六 一四九ノ三七 一四九ノ三八 一四九ノ三九 一四九ノ四〇 一四九ノ四一 一四九ノ四二 一四九ノ四三 一四九ノ四四 一四九ノ四五 一四九ノ四六 一四九ノ四七 一四九ノ四八 一四九ノ四九 一四九ノ五〇 一四九ノ五一 一四九ノ五二 一四九ノ五三 一四九ノ五四 一四九ノ五五 一四九ノ五六 一四九ノ五七 一四九ノ五八 一四九ノ五九 一四九ノ六〇 一四九ノ六一 一四九ノ六二 一四九ノ六三 一四九ノ六四 一四九ノ六五 一四九ノ六六 一四九ノ六七 一四九ノ六八 一四九ノ六九 一四九ノ七〇 一四九ノ七一 一四九ノ七二 一四九ノ七三 一四九ノ七四 一四九ノ七五 一四九ノ七六 一四九ノ七七 一四九ノ七八 一四九ノ七九 一四九ノ八〇 一四九ノ八一 一四九ノ八二 一四九ノ八三 一四九ノ八四 一四九ノ八五 一四九ノ八六 一四九ノ八七 一四九ノ八八 一四九ノ八九 一四九ノ九〇 一四九ノ九一 一四九ノ九二 一四九ノ九三 一四九ノ九四 一四九ノ九五 一四九ノ九六 一四九ノ九七 一四九ノ九八 一四九ノ九九 一四九ノ一〇〇

湯 崎 新 開 乙四六〇 一五〇ノ一 一四九 一四七ノ三 外道路全部  
 甲一五六 甲一五五 甲一五〇 一五九 一五四 甲一五三 甲一五六ノ二 一五三 一五三 甲一五八 壬一五三ノ一  
 甲一五三 甲一五七 甲一五六ノ一 甲一五二 外道路全部  
 六八五 六九ノ二 六九ノ五 乙七四 六九ノ一 六八ノ一 六九ノ一 甲六六ノ三 六六三 六九ノ六 六六六 六九ノ二  
 六九ノ三 外道路全部  
 上 湯 崎 一九〇 甲九〇 一八九 八九 乙九〇 外道路全部  
 九三ノ一 九四 九五 九六 九〇 九二ノ一 九二ノ三 九七 九二ノ二 九八 五八三 外道路全部  
 字 根 溝渠敷八十六坪五勺

右元町と改稱す

大字莊山田村ノ内

松 本 五四四ノ二 五四六ノ二 五四七 五四八ノ二 五四七三ノ一 五四七三ノ三 五四七九 五四七九ノ二 五四八〇ノ三  
 五四七ノ二 五四七四 五四五ノ一 五四六ノ一 五四七ノ二 五四九ノ二 五四六四ノ一 五四七五ノ二 五四八五ノ一 五四八八 五四八九ノ二  
 五四三ノ一 五四六五ノ一 五四六 五四六ノ二 五四六ノ四 五四七ノ二 五四八ノ一 五四九ノ三 五四七ノ一 五四六ノ一  
 五四六ノ三 五四七ノ一 五四七ノ三 五四九ノ一 五四九ノ二 五四九ノ三 五四八ノ二 五四九ノ一 五四九ノ二 五四九ノ三  
 五四九ノ一 五四九ノ二 五四九ノ三 五四九ノ四 五四九ノ五 五四九ノ六 五四九ノ七 五四九ノ八 五四九ノ九 五四九ノ一〇 五四九ノ一一 五四九ノ一二 五四九ノ一三 五四九ノ一四 五四九ノ一五  
 外道路全部 溝渠敷三百十二坪五合

右松本町と改稱す



























中 今 西 一 五三 七五 七六 七九 一 五五 外道路全部 一四六ノ一 一四六ノ二 一四六ノ三 一四六ノ四 一四六ノ五 一四六ノ六 一四六ノ七 一四六ノ八 一四六ノ九 一四六ノ一〇 一四六ノ一一 一四六ノ一二 外道路全部  
溝渠數八十坪五合

右濱田町十一丁目と改稱す

大新開二ノ割 一四三ノ一 一四三ノ二 一四三ノ三 一四三ノ四 一四三ノ五 一四三ノ六 一四三ノ七 一四三ノ八 一四三ノ九 一四三ノ一〇 一四三ノ一一 一四三ノ一二 外道路全部 溝渠數三十七坪五合

右今西通一丁目と改稱す

大新開二ノ割 一四二ノ一 一四二ノ二 一四二ノ三 一四二ノ四 一四二ノ五 一四二ノ六 一四二ノ七 一四二ノ八 一四二ノ九 一四二ノ一〇 一四二ノ一一 一四二ノ一二 外道路全部  
溝渠數七十三坪八合

右今西通二丁目と改稱す

大新開二ノ割 一四一ノ一 一四一ノ二 一四一ノ三 一四一ノ四 一四一ノ五 一四一ノ六 一四一ノ七 一四一ノ八 一四一ノ九 一四一ノ一〇 一四一ノ一一 一四一ノ一二 外道路全部  
溝渠數七十坪八合

右今西通三丁目と改稱す

下 古 川 一 八六ノ三 外道路全部 溝渠數七十坪八合

大新開二ノ割 一四〇ノ一 一四〇ノ二 一四〇ノ三 一四〇ノ四 一四〇ノ五 一四〇ノ六 一四〇ノ七 一四〇ノ八 一四〇ノ九 一四〇ノ一〇 一四〇ノ一一 一四〇ノ一二 外道路全部

大新開一ノ割 一三九ノ一 外道路全部

下 古 川 一 八六ノ一 八六ノ二 八六ノ三 八六ノ四 八六ノ五 八六ノ六 八六ノ七 八六ノ八 八六ノ九 八六ノ一〇 八六ノ一一 八六ノ一二 外道路全部 溝渠數六十四坪五合

右今西通四丁目と改稱す

下 古 川 一 八五ノ一 八五ノ二 八五ノ三 八五ノ四 八五ノ五 八五ノ六 八五ノ七 八五ノ八 八五ノ九 八五ノ一〇 八五ノ一一 八五ノ一二 外道路全部

狐ヶ城 沖 一 八四ノ一 外道路全部 溝渠數六十三坪二合五勺

右今西通五丁目と改稱す

下 古 川 一 八四ノ三 八四ノ四 八四ノ五 八四ノ六 八四ノ七 八四ノ八 八四ノ九 八四ノ一〇 八四ノ一一 八四ノ一二 外道路全部  
狐ヶ城 沖 一 八三ノ一 八三ノ二 八三ノ三 八三ノ四 八三ノ五 八三ノ六 八三ノ七 八三ノ八 八三ノ九 八三ノ一〇 八三ノ一一 八三ノ一二 外道路全部 溝渠數百二十五坪

右今西通六丁目と改稱す

狐ヶ城 沖 一 八二ノ一 八二ノ二 八二ノ三 八二ノ四 八二ノ五 八二ノ六 八二ノ七 八二ノ八 八二ノ九 八二ノ一〇 八二ノ一一 八二ノ一二 外道路全部  
今 西 沖 一 八一ノ一 八一ノ二 八一ノ三 八一ノ四 八一ノ五 八一ノ六 八一ノ七 八一ノ八 八一ノ九 八一ノ一〇 八一ノ一一 八一ノ一二 外道路全部 溝渠數五十九坪七勺

右今西通七丁目と改稱す











中古川 二三三ノ三 二三三ノ四 二三三ノ五 二三三ノ六 二三三ノ七 二三三ノ八 二三三ノ九 二三三ノ一〇 二三三ノ一一 二三三ノ一二  
 二三六ノ三 二三六ノ四 二三六ノ六 二三六ノ九 二三六ノ三 二三六ノ三 二三六ノ四 二三六ノ八 外道路全部

二 河一〇三〇 二〇八ノ一 二二二ノ一 二三七ノ二 外道路全部 溝渠數五百五坪

右古川町と改稱す  
フルカハチヤウ

狐ヶ城 一五二 甲三五三 乙三五三ノ二 乙三五三ノ三 一五四 一五五 一五七ノ一 一五七ノ二 一五九 一五八ノ一  
 一五八ノ二 一五八ノ三 一五八ノ四 一六〇 一六三ノ一 一六三ノ二 一六四 一六五 一六六 一六七 一三七  
 一七六 一七〇ノ一 一七〇ノ二 一七〇ノ三 一七〇ノ四 一七〇ノ五 一七〇ノ六 一七〇ノ七 一七〇ノ八 一七〇ノ九 一七〇ノ一〇  
 一七〇ノ一一 一七〇ノ一二 一七〇ノ一三 一七〇ノ一四 一七〇ノ一五 一七〇ノ一六 一七〇ノ一七 一七〇ノ一八 一七〇ノ一九 一七〇ノ二〇  
 一七〇ノ二一 一七〇ノ二二 一七〇ノ二三 一七〇ノ二四 一七〇ノ二五 一七〇ノ二六 一七〇ノ二七 一七〇ノ二八 一七〇ノ二九 一七〇ノ三〇  
 一七〇ノ三一 一七〇ノ三二 一七〇ノ三三 一七〇ノ三四 一七〇ノ三五 一七〇ノ三六 一七〇ノ三七 一七〇ノ三八 一七〇ノ三九 一七〇ノ四〇  
 一七〇ノ四一 一七〇ノ四二 一七〇ノ四三 一七〇ノ四四 一七〇ノ四五 一七〇ノ四六 一七〇ノ四七 一七〇ノ四八 一七〇ノ四九 一七〇ノ五〇  
 一七〇ノ五一 一七〇ノ五二 一七〇ノ五三 一七〇ノ五四 一七〇ノ五五 一七〇ノ五六 一七〇ノ五七 一七〇ノ五八 一七〇ノ五九 一七〇ノ六〇  
 一七〇ノ六一 一七〇ノ六二 一七〇ノ六三 一七〇ノ六四 一七〇ノ六五 一七〇ノ六六 一七〇ノ六七 一七〇ノ六八 一七〇ノ六九 一七〇ノ七〇  
 一七〇ノ七一 一七〇ノ七二 一七〇ノ七三 一七〇ノ七四 一七〇ノ七五 一七〇ノ七六 一七〇ノ七七 一七〇ノ七八 一七〇ノ七九 一七〇ノ八〇  
 一七〇ノ八一 一七〇ノ八二 一七〇ノ八三 一七〇ノ八四 一七〇ノ八五 一七〇ノ八六 一七〇ノ八七 一七〇ノ八八 一七〇ノ八九 一七〇ノ九〇  
 一七〇ノ九一 一七〇ノ九二 一七〇ノ九三 一七〇ノ九四 一七〇ノ九五 一七〇ノ九六 一七〇ノ九七 一七〇ノ九八 一七〇ノ九九 一七〇ノ一〇〇  
 乙三五八 一三九 一三九ノ一 一三九ノ二 外道路全部

狐ヶ城沖 一七六 一七六ノ一 外道路全部

今西沖 一七八ノ三 七三ノ一 七三 七五ノ四 七九ノ二 七九ノ一 七九ノ二 外道路全部

中今西 一四〇ノ二 外道路全部 溝渠數三百十四坪

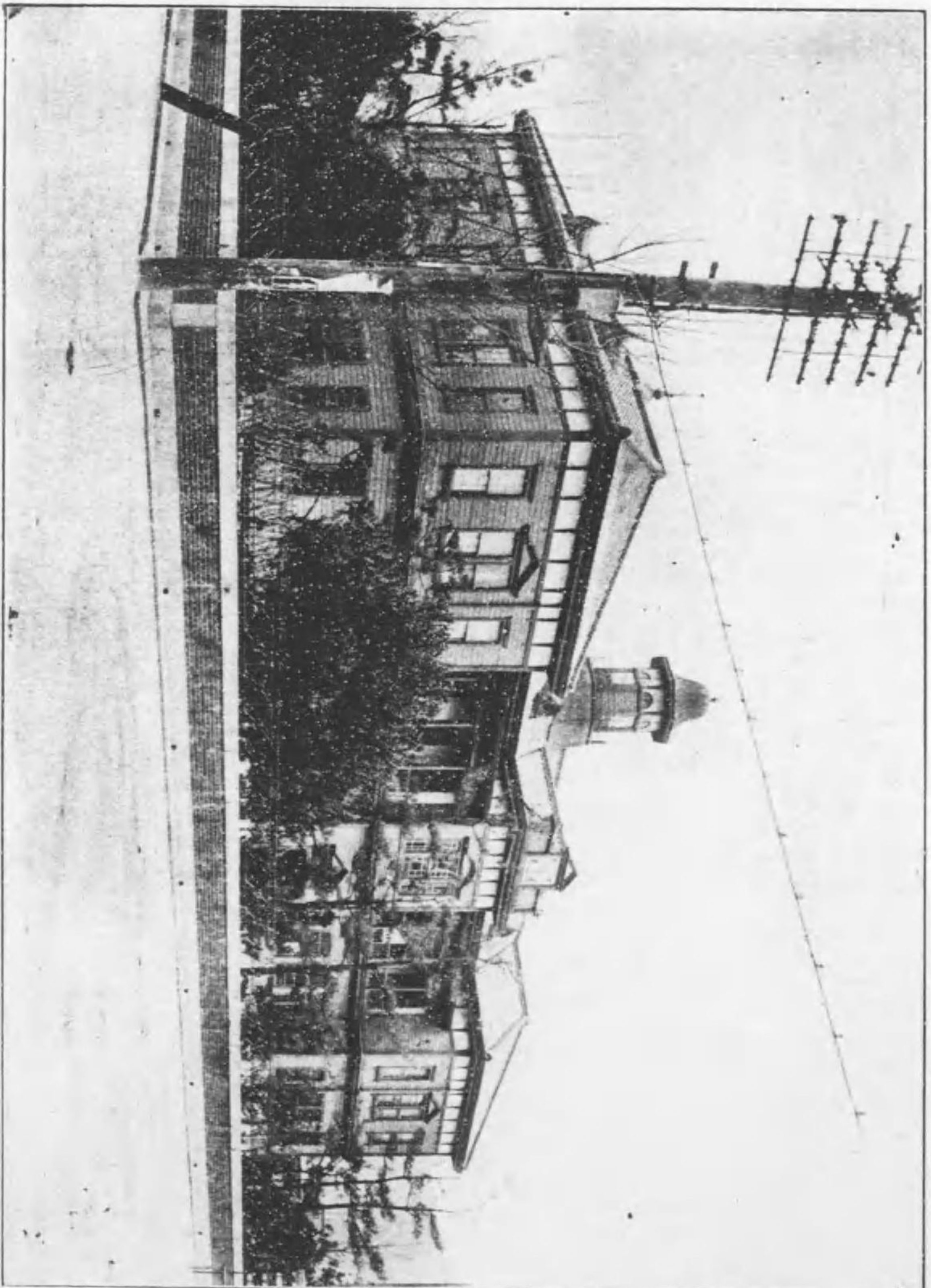
右稻荷町と改稱す  
イナリマチ

二 河 二三八ノ〇 一〇五ノ一 二三八ノ一 二三八ノ二 二三八ノ四 二三八ノ五 二三八ノ六 二三八ノ七 二三八ノ八 二三八ノ九  
 二三八ノ二 二三八ノ三 外道路全部

下古川 一八九ノ三 外道路全部

瀬替 一九二ノ一 一九二ノ二 一九二ノ四 外道路全部

上古川 二三六ノ一



所 役 市 奥



中 古 川 一 二三九ノ一 二三三ノ三 外道路全部  
 北 道 一 甲 一七五ノ二 甲 一七五ノ六 外道路全部  
 土 間 切 一 一七三ノ一 一七三ノ三 外道路全部  
 上 今 西 一 一六七ノ一 一六七ノ三 外道路全部  
 小 島 一 一六七ノ二 一六七ノ四 外道路全部 溝渠數百七十六坪  
 右 ニカウチヤウ 二河町と改稱す

## 第二章 行政機關

### 第一節 市役所

#### 第一款 役所位置と廳舎

市役所の位置か明治三十五年九月二十日縣告示を以て大字和庄町と定められ  
 字堀沖新開千七百七十八番地和庄町有建物(元同町)及び同町字堀中鹽裏吉の所  
 有建物を借受けて之れに充てたりしことは第二編市制實施の顛末に記せるか  
 如し然るに市の發展と共に事務は益々繁雜となりて廳舎の狹隘を告げ特に明  
 治三十七八年戰役に際しては到底處務に堪へざるに至りしを以て同三十七年



三月二十八日市會の決議に依り知事の認可を経て同町中通五丁目吳俱樂部を借入れ同年七月二十四日之れに移轉したり是れ第二の廳舎なり  
已にして市の行政は歳と共に益々複雑に進み事務激増して支障尠からず因りて明治四十三年一月二十二日市會の議決を以て市有地たる大字莊山田村字大新開一の割五百六十一番地の十一に廳舎を新築することとなり明治四十四年一月二十三日縣知事に申請し同年二月十日認可を得て同月十二日新廳舎に移轉せり之れを第三の廳舎と爲す現在の廳舎即ち是れなり

### 第二款 處務

明治三十六年二月十八日市會の議決に依り市長代理條例を規定し同年四月二十四日内務大臣の許可を受け同月三十日之れを公示す其の條例左の如し

吳市條例第一号

#### 市長代理條例

第一條 市長故障あるときは助役之を代理するものとす

第二條 市長助役共に故障あるときは名譽職參事會員年長順序に依り代理

するものとす

備考 本條例は明治四十四年十月一日改正市制の實施に依り自然消滅に歸したれども參考の爲め茲に之れを記載す

明治三十五年十月一日市制實施開應に際し制定したる處務規程は其の後多少の修正を加へ明治三十六年一月二十二日縣知事に申請し同年四月二十七日認可を得て施行す其の概要左の如し

第一條 本役所に第一課第二課を置き助役若しくは上席書記をして一課の長たらしむ

金錢收支に關する事項は別段の規程に依る

第二條 課長は課中の事務を處理し課僚は各主務の事に従ふ

第三條 第一課長故障ある場合は第二課長第二課長故障ある場合は第一課長に於て互に其職務を代理す

第一課長第二課長共に故障ある場合は各其課中上席の書記之を代理す

第四條 課長は其課僚の分掌及派出を市長に具狀することを得

第五條 課長及課僚は市長の指揮に依ては主務外の事と雖も之に従ふへし



第六條 本役所の休暇を定むる左の如し

一 毎日曜日

一 毎土曜日 但半休とす

一 祝日大祭日

一 年首休暇 一月一日より  
全 三日まで

一 年末休暇 十二月廿九日より  
全 月三十一日まで

第七條 吏員執務時限を定むる左の如し但事務の繁激若くは定限ある事務の生したる場合は本文の時限に拘はらず服務すへし

九月十一日より 午前八時より午後四時に至る

十月卅一日まで

十一月一日より 午前九時より午後四時に至る

翌年二月末日まで

三月一日より 午前八時より午後四時に至る

七月十日まで

七月十一日より 午前八時より午後十二時に至る

九月十日まで

第八條 處務便宜の爲め第一課に庶務係學務係衛生係兵事係第二課に勸業係稅務係會計係を置く

第九條 第一課各係分掌事務の細目左の如し

庶務係

- 一 吏員及使丁給仕の進退に關すること
- 一 吏員及使丁給仕の徴戒に關すること
- 一 吏員及使丁給仕賞典恩給に關すること
- 一 諸辭令傳達に關すること
- 一 職員身分に關すること
- 一 吏員及使丁給仕勤惰に關すること
- 一 直員及本廳日誌に關すること
- 一 職印役所印保管のこと
- 一 市條例規則及規程に關すること
- 一 官報資料並に主管に屬する諸報告に關すること
- 一 奇特者賞典並に賑恤救済に關すること
- 一 棄兒迷兒 及行旅病死人に關すること
- 一 絶家の遺留財産に關すること
- 一 消防組に關すること



- 一 海外渡航に關すること
- 一 印鑑簿に關すること
- 一 文書編纂保存に關すること
- 一 但金錢收支に關するものを除く
- 一 本廳舍借入に關すること
- 一 廳中及文庫取締に關すること
- 一 鐵道電信電話及電氣に關すること
- 一 郵便郵便爲替郵便貯金に關すること
- 一 船舶海員及航路に關すること
- 一 軍港要港の水域内に發着すへき海運業に關すること
- 一 議員選舉に關すること
- 一 縣會及市會に關すること
- 一 市參事會及市會に發する議案調理に關すること
- 一 訴願の裁決及處分に關すること

學務係

- 一 學校幼稚園書籍館教育會學術會等に關すること
- 一 教育費並に學資に關すること
- 一 學校幼稚園書籍館等の職員に關すること
- 一 學齡兒童就學に關すること
- 一 學事報告に關すること
- 一 學校職員恩給に關すること
- 一 教員檢定並に師範學校其他入學志願者に關すること
- 一 學務委員に關すること

衛生係

- 一 公衆衛生に關すること
- 一 一種痘普及に關すること
- 一 傳染病及獸畜病地方病に關すること
- 一 醫會衛生會等に關すること
- 一 市醫に關すること
- 一 傳染病院隔離病舍建築修繕並に備付品管理に關すること



- 一 醫業及藥劑に關すること
- 一 飲食物取締に關すること
- 一 墓地及火葬場に關すること

兵事係

- 一 徵兵及陸海軍諸兵生徒に關すること
- 一 徵兵參事員に關すること
- 一 陸海軍召集に關すること
- 一 徵發令戒嚴令に關すること
- 一 陸海軍恩給賜金並に勳章に關すること
- 一 馬匹に關すること
- 一 主管に屬する諸報告に關すること

第十條 第二課各係分掌事務の細目左の如し

勸業係

- 一 農工商改良勸獎に關すること
- 一 森林及水産狩獵に關すること

- 一 諸會社並に組合に關すること
- 一 銀行に關すること
- 一 鑛業に關すること
- 一 專賣特許並に商標意匠に關すること
- 一 度量衡に關すること
- 一 勤勉貯蓄に關すること
- 一 害虫驅除豫防に關すること
- 一 農工商に係る通信報告に關すること
- 一 氣象觀測に關すること
- 一 北海道移住民に關すること
- 一 河川港灣道路堤防橋梁に關すること
- 一 水理及航路標識に關すること
- 一 水車設置に關すること
- 一 水陸測量及製圖に關すること
- 一 里程標柱に關すること



- 一 軍港内家屋倉庫其他諸般の建築物新築に關すること
- 一 本廳舎營繕に關すること
- 一 官有地及山野地處分に關すること
- 一 土地收用法に關すること
- 一 地籍に關すること
- 一 水面埋立及大石堀採に關すること
- 一 官有地山野地の生産物に關すること
- 一 官有地並に官有堤塘使用願に關すること
- 一 主管に屬する諸報告に關すること

稅務係

- 一 國稅縣稅及稅外諸收入の徵收還納に關すること
- 一 市稅其他諸收入賦課徵收に關すること
- 一 土地臺帳名寄帳及市地圖に關すること
- 一 滯納處分に關すること
- 一 船車並に國縣稅の諸營業に關すること

- 一 所得稅の調査に關すること
- 一 地租補助貸與願に關すること
- 一 土地異動に關すること
- 一 諸稅決算及報告に關すること
- 一 國稅縣稅交付金に關すること
- 一 主管に屬する諸報告に關すること

會計係

- 一 市費の收支命令に關すること
- 一 廳中並に學校病院需用品購入及不用品賣却に關すること
- 一 廳中備付品出納管理に關すること
- 一 臨時傭人雇入に關すること
- 一 恩給証書檢閲に關すること
- 一 主管に屬する諸報告に關すること

以下文書取扱記載例服務心得直員例臨變心得附則簿式は之れを略す

右處務規程は市制實施創草の編制に係り爾後之れを實驗に徴し且つ他市の例



に考へて更改の必要を認めしを以て明治三十七年七月九日縣知事の許可を得て左の如く改む

第一條 本市役所に左の五課を置く

但金銭出納並に物品會計に關する事項は別段の規程に依る

第一課 庶務議事會計

第二課 學務衛生

第三課 人事兵事

第四課 勸業土木

第五課 國縣市稅

第二條 各課に主任一名課員若干名を置き各課を合して課長一名を置く

第三條 課長は助役を以て之に充て主任は各課中上席書記を以て之に充つ課長に故障あるときは上席書記主任に故障あるときは課員中の上席吏員之を代理す

第四條 各主任及課員は時宜に依り彼是兼務せしむることあるへし

第五條 課長は市長の命を承け各般の事務を掌理監督す

第六條 主任は課長の指揮を承け課務を處理し課内全部の事務に付其責に任す

第七條 主任課員は市長の指揮に依り主務外の事務に従事せしむることあるへし

第八條 各課事務の分掌左の如し

第一課

一 機密事件に關する事項

一 吏員及使丁の進退勤惰賞罰恩給其他身分に關する事項

一 文書の受授發送に關する事項

一 議員選舉に關する事項

一 諸會議に關する事項

一 公印管守圖書保存に關する事項

一 社寺宗教に關する事項

一 奇特者賞典に關する事項

一 公文及法令の編纂保存に關する事項



- 一 市條例規程其他廳内の取締に關する事項
- 一 訴願及訴訟に關する事項
- 一 消防組に關する事項
- 一 歳入歳出豫算に關する事項
- 一 市費の收支命令に關する事項
- 一 市有財産及負債に關する事項
- 一 恩給に關する事項
- 一 物品賣買及臨時備入に關する事項
- 一 特に上司より命せられたる事項
- 一 主管に屬する統計諸報告に關する事項
- 一 其他各課に屬せざる事項

### 第二課

- 一 學校幼稚園及學校職員授業料徴收材料其他學事に關する事項
- 一 汚物掃除に關する事項
- 一 衛生醫藥に關する事項

### 第三課

- 一 主管に屬する統計諸報告並に豫算材料調に關する事項
- 一 戸籍寄留印鑑に關する事項
- 一 精神病者監護に關する事項
- 一 行旅病死人に關する事項
- 一 賑恤救濟棄兒迷兒に關する事項
- 一 墓地火葬場取締に關する事項
- 一 氏復舊改名絶家の遺留財産及市民の身元に關する事項
- 一 海外渡航及移住民に關する事項
- 一 徴兵志願兵並に諸兵生徒に關する事項
- 一 陸海軍召集演習勳章軍人恩給年金賜金扶助料其他軍事に關する事項
- 一 主管に屬する統計諸報告及豫算材料調に關する事項

### 第四課

- 一 農工商及牧畜水産其他勸業に關する事項
- 一 勤勉貯蓄に關する事項



- 一 船舶海員其他交通機關に關する事項
- 一 道路橋梁河川溝渠及建物に關する事項
- 一 軍港要港並に要塞地帯に關する願届書整理に關する事項
- 一 主管に屬する統計諸報告並に豫算材料調に關する事項

第五課

- 一 縣市稅及稅外諸收入賦課徵收に關する事項
- 一 縣市稅營業に關する事項
- 一 國稅及稅外諸收入賦課徵收に關する事項
- 一 土地臺帳名寄帳及市地圖地籍に關する事項
- 一 國稅諸營業稅に關する事項
- 一 主管に屬する統計諸報告並豫算材料調に關する事項

本規程改正は明治三十七年七月二十四日和庄町字堀沖新開千七百七十八番地の假廳舎より中通五丁目吳俱樂部に移轉の日を以て實施し處務上の刷新を期せんとせるものなり

明治三十八年四月二十五日大字宮原村に吏員出張所を置く告示左の如し

告示第二十一号

來る五月二十一日より大字宮原村字中神原百三十一番戸内に當市役所吏員出張所を置き當分の内大字宮原村區内に於ける左の事務を取扱はしむ  
但直接處辨方當廳に申出てらるゝも妨げなし

- 一 諸稅金徵收
- 一 戶籍寄留に關する願届取繼ぎの件
- 一 但証明願等即時處理すべきものは此限にあらず
- 一 火葬認許証交付の件
- 一 稅金に關する諸届受付の件
- 一 兵役に關する諸届受付の件
- 一 應召軍人歸郷者貸與被服返納品受付の件
- 一 土地に關する願届受付の件
- 一 但証明願等即時處理すべきものは此限にあらず
- 一 軍港要港規則並に要塞地帯法に關する願届受付の件
- 一 但實地調査共



一家屋建築に關する願届受付の件

但實地調査共

明治三十九年四月一日從前の第一課乃至第五課を置くの制を廢し市役所處務規程の改正を見るに至るまで當分課中の各係を獨立せしめて左の諸課に分ち各課に主任を置くこととせり

- 庶務課 議事課 學務課 人事課 兵事課 衛生課
- 勸業課 土木課 國稅課 課稅課 徵稅課 會計課
- 外收入役所屬

各課分掌事項は從前の五課各係の事務と異なる所なし其の分掌事務處理上に關しては細則を設けて定むべき旨を訓令せり  
明治四十一年四月二十日縣知事の認可を得て處務規程を改め國稅課を廢して課稅課に合し更に水道課を新設して十二課となす改定規程の要旨左の如し  
金錢及物品出納に關する事項其の他別段の規定あるものは其の規程に依る各課に課長を置き書記を以て之れに充て書記技師技手及び雇員を專屬せしめ時宜によりては兼務せしむ

課長に故障あるときは其の課の上席書記之れを代理す

課長は市長の命を承け其の課の事務を掌理監督す特別の事件あるときは別に主任を定め若くは委員を設けて處理せしむ

各課の分掌事項に於ては從前と大差なく唯新設の水道課の事務として左の三項を加ふ

- 一 給水並に水道維持に關する件
- 一 給水料徵收に關する件
- 一 主管に屬する統計諸報告並に豫算調に關する件

處務順序の如きは處理の簡捷を主として更改し服務心得直員心得の如きも勤嚴を旨とし簡明に規定し大に刷新を加ふ又執務時限公暇日除服出仕規程の如きは處務規程中より之れを除き別途に規定せり即ち左の如し

市吏員除服出仕規定 明治四十年二月三日  
市參事會決議

第一條 市吏員親族の喪に遭遇したるとき左の日限を經過せは令達を待たす出仕すへし

一 實養父母妻は 十五日間



二、繼父母、祖父母、曾祖父母、兄弟姉妹、子、伯叔父母は

七日間

三、嫡母、孫は

三日間

四、曾孫、玄孫、甥姪、從父兄弟姉妹

二日間

第二條 前條第二第三第四に該當するものにして七歳未満の小兒なるときは子に付ての遠慮は三日間其他一日間とす

第三條 第一條第二條の日限内と雖も事務の都合に依り出仕を命ずることあるへし

市役所及所屬公廳執務時限左の通定む 明治四十一年三月十八日市參事會決議

自三月一日 午前八時より午後四時まで

至七月十日 午前八時より正午十二時まで

自七月十一日 午前八時より午後四時まで

至九月十日 午前八時より午後四時まで

自九月十一日 午前九時より午後四時まで

至十月三十一日 午前九時より午後四時まで

自十一月一日 午前九時より午後四時まで

至翌年二月末日 午前九時より午後四時まで

但土曜日は総て正午十二時までとす

市役所及所屬公廳休暇日左の通り定む 明治四十一年三月十八日市參事會決議

一 毎日曜日

一 祝日、大祭日

一年首 自一月一日 至一月三十一日

一年末 自十二月二十九日 至十二月三十一日

市政事務補助機關として市會の決議に依り明治四十一年四月一日より派出吏なるもの十九名を置き其の職務概則を左の如く定めたり

派出吏職務概則

第一條 派出吏職務の概要左の如し

一 住民の移動調査に關する事

一 徵收事務の補助に關する事

一 水火風震等の被害調査報告に關する事

一 其他の外務又は隨時命したる事件

第二條 派出吏は受持區域内に住居し勤務せしむ

第三條 派出吏は住民名簿を備へ常に住民の出入を加除し十日毎に市役所に報告すへし

第四條 毎月五日(休日に當るときは翌日)市役所に出頭し事務の報告を爲す



へし

但時機に依り定日を變更し又は臨時召集することあるへし

第五條 毎日受持區内を巡視し第一條の職務執行の外凡て左の事項に留意すへし

- 一、孝子、節婦、義僕等一般の龜鑑と爲るべき程のものは取調具申すること
- 二、極貧にして日日の生計に苦しむものあるときは詳細取調具申すること
- 三、種痘及學齡兒童を常に取調報告すること
- 四、諸營業者に注意し無届營業者を發見したるときは直ちに其旨を報告すること

五、戸籍、寄留其他成規の届出を懈らしめざる様注意すること

六、右の外道路、溝渠其他衛生上に注意し異狀あるとき又は意見あるときは具申すること

第六條 日誌簿を備へ巡視したる事項は洩れなく之に登録すへし

第七條 受持區域は別に之を定む

備考 細則を以て受持區域を十九區に分つ(今は廢絶せるを以て細則は之

れを略す)

明治四十四年二月二十八日處務規程を改定し本廳に左の九課を置き事務を分掌せしむ

庶務課 學務課 人事課 兵事課 衛生課 勸業課

稅務課 財務課 工務課

各課に主任一名を置き技師、書記又は技手を以て之に充て技師、書記、技手及び雇を專屬せしむ

主任故障あるときは其の課の上席書記之れを代理し書記なき課は上席技師又は技手之を代理す

主任は市長の命を承け其の課の事務を掌理監督す特種の事件は別に主任を定め若くは委員を設け處理せしむること従前規程の如し  
各課の事務分掌を左の如く定む

庶務課

一、廳中取締及び一般儀式に關する件

二、書記其他附屬員の進退賞罰身分に關する件



- 三、市區歲入出豫算編製及決算に關する件
- 四、機密書類取扱に關する件
- 五、文書の收受發送に關する件
- 六、廳印及圖書保管に關する件
- 七、警備に關する件
- 八、水難救護に關する件
- 九、町惣代に關する件
- 一〇、社寺宗教に關する件
- 一一、恤救褒賞に關する件
- 一二、議員選舉に關する件
- 一三、名譽職吏員及議員の身分に關する件
- 一四、市會及市參事會員の議事に關する件
- 一五、市條例規則規定に關する件
- 一六、市事務報告及統計編纂に關する件
- 一七、訴願訴訟及建議請願に關する件

- 一八、出納検査に關する件
- 一九、水道布設準備に關する件
- 二〇、主管に屬する統計諸報告に關する件
- 二一、其他各課に屬せざる事件

學務課

- 一、學校幼稚園其他教育に關する件
- 二、學校幼稚園職員に關する件
- 三、學務委員に關する件
- 四、學校生徒に關する件
- 五、主管に屬する統計諸報告並に豫算調査に關する件

人事課

- 一、戶籍寄留に關する件
- 二、住民印鑑及身分に關する件
- 三、行旅病死人精神病患者棄兒迷兒に關する件
- 四、埋火葬の認許に關する件



五、主管に屬する統計諸報告並に豫算調査に關する件

兵事課

一、陸海軍徵兵志願兵に關する件

二、陸海軍學校生徒に關する件

三、徵發並に戒嚴に關する件

四、動員行軍演習点呼其他兵事に關する件

五、馬匹蹄鉄工に關する件

六、軍人軍屬の給與勳位身分に關する件

七、主管に屬する統計諸報告並に豫算調査に關する件

衛生課

一、傳染病に關する件

二、汚物掃除に關する件

三、病院醫師藥劑師產婆看護婦鍼灸術賣藥に關する件

四、墓地及埋火葬場に關する件

五、撤水其他保健行政に關する件

六、主管に屬する統計諸報告並に豫算調査に關する件

勸業課

一、商業工業農業林業畜產水産に關する件

二、獸醫及獸疫豫防に關する件

三、度量衡器に關する件

四、軍港要塞地帯の取締に關する件

五、管海事務に關する件

六、移民渡航に關する件

七、勤儉貯蓄に關する件

八、主管に屬する統計諸報告並に豫算調査に關する件

稅務課

一、國縣市稅及稅外收入賦課徵收に關する件

二、縣稅及稅外諸收入決算に關する件

三、所得稅調查委員選舉人選舉に關する件

四、船鑑札に關する件



五、屠場に關する件

六、主管に屬する統計諸報告並に豫算調査に關する件

財務課

一、物品購入賣却修理保存に關する件

二、市債及市區有財産管理其他財務に關する件

三、財産調査に關する件

四、使丁使用及傭員雇入に關する件

五、市區歳入出收支命令に關する件

六、主管に屬する統計諸報告並に豫算調査に關する件

工務課

一、工事設計施工手續及監督に關する件

二、河川堤防道路橋梁溝渠等の修理保存其他交通に關する件

三、主管に屬する統計諸報告並に豫算調査に關する件

處務順序服務心得直員心得の各章は従前の規定と異なる所なければ之を略す

次に附則を設く左の如し

附 則

一、議員選舉に關する事件中選舉資格の調査は納税に關する部分を稅務課に身分に關する部分を人事課になさしむ

二、市參事會及市會の議事は各主務課に於て之を準備し庶務課と合議の上裁決を受けしむ

三、市參事會及市會議案は之を庶務課に回付し庶務課に於て之を提出すへし

市參事會決議書は毎會計年度終了後之を庶務課に回付し庶務課に於て編輯保管すへし

市會決議書は庶務課に於て編輯保管し其謄本を主務課に交付すへし  
大正七年六月一日處務規程を改正施行す

現行規程即ち是れなり

分課及事務分掌規程

第一條 市役所に左の八課を置く 但し必要に應し課に係を設くることを



得

庶務課 教育課 衛生課 人事課 土木課 水道課  
稅務課 出納課

第二條 課に課長係に主任を置き市吏員中より之を命す但出納課長は收入  
役を以て之に充つ

第三條 課長は市長の命を受け其課の事務を掌理し課員を監督す  
課長故障あるときは順次其課の上席者之を代理す課中に係を置きたるこ  
き亦同し

第四條 市長は必要に依り或事項を限り特に主任を定め又は委員を設け掌  
理せしむることあるへし

第五條 各課の事務分掌左の如し

庶務課

- 一、機密に屬する事項
- 二、文書の收受編纂保存に關する事項
- 三、公印保管に關する事項

- 四、吏員の進退身分に關する事項
- 五、廳内取締及儀式に關する事項
- 六、警備に關する事項
- 七、船員及水難救護に關する事項
- 八、社寺宗教に關する事項
- 九、恤救褒賞に關する事項
- 一〇、議事及選舉に關する事項
- 一一、名譽職員身分に關する事項
- 一二、條規訴願訴訟及和解に關する事項
- 一三、豫算編製及收支命令に關する事項
- 一四、決算調査及出納検査に關する事項
- 一五、市債に關する事項
- 一六、市區有財産に關する事項
- 一七、商工其他産業に關する事項
- 一八、獸疫豫防に關する事項



- 一九、渡航及移民に關する事項
- 二〇、屠場及各種市場に關する事項
- 二一、度量衡に關する事項
- 二二、統計に關する事項
- 二三、他の各課に屬せざる事項

教育課

- 一、學校幼稚園圖書館に關する事項
- 二、學務委員に關する事項
- 三、學校授業料に關する事項
- 四、其他教育に關する事項

衛生課

- 一、傳染病豫防救治に關する事項
- 二、汚物掃除に關する事項
- 三、墓、地理火葬場に關する事項
- 四、行旅病死人精神病患者棄兒迷兒に關する事項

五、其他衛生に關する事項

人事課

- 一、戶籍寄留に關する事項
- 二、身分及印鑑に關する事項
- 三、埋火葬認許に關する事項
- 四、徵兵志願兵に關する事項
- 五、徵發馬匹蹄鉄工に關する事項
- 六、軍人軍屬の給與勳位身分に關する事項
- 七、行軍演習其他兵事に關する事項

土木課

- 一、道路公園溝渠下水河川の修築保存に關する事項
- 二、建築修繕の設計及工事に關する事項
- 三、要塞地帯及軍港に關する事項
- 四、官有地並に公有水面に關する事項
- 五、地理地籍に關する事項



六、森林に關する事項

水道課

- 一、水道の修繕及保存に關する事項
- 二、水道要具の購買製作修理保存に關する事項
- 三、給水に關する事項
- 四、水道使用料及諸料金辨償金に關する事項
- 五、水道水質検査に關する事項
- 六、水道所屬建物營繕に關する事項

稅務課

- 一、國縣稅及稅外諸收入徵收納付に關する事項
- 二、市稅及稅外諸收入賦課徵收に關する事項
- 三、國稅調查委員選舉に關する事項

出納課

- 一、金錢出納保管に關する事項
- 二、金券及有價証券出納保管に關する事項

- 三、市金庫に關する事項
  - 四、物品購買及修理保管に關する事項
  - 五、不用品賣却及棄却に關する事項
- 右の外處務順序服務心得直員心得は之れを略す  
處務規定第一條但書に依り左記の通り課中に係を設く

庶務課

庶務係 分掌事項は規程第五條第一項庶務課中第一号乃至第十六号及第二十二号第二十三号

商工係 全上第十七号乃至第二十一号

人事課

戶籍係 全上人事課中第一号乃至第三号

兵事係 全上第四号乃至第七号

大正六年十二月廿二日吳市名譽職員並有給吏員徽章佩用規程を設く其條文左の如し

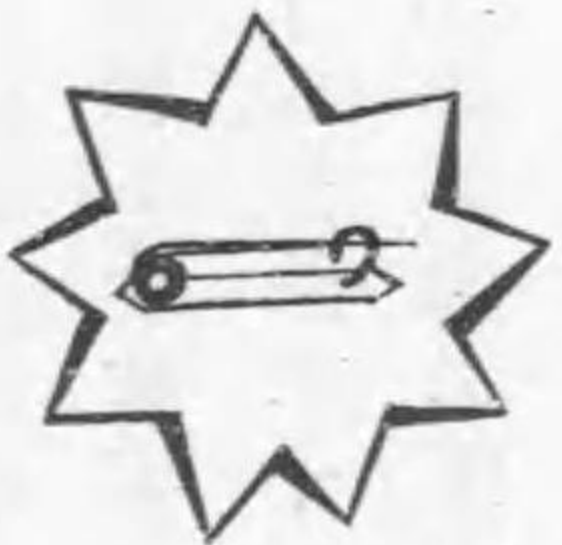
第一條 名譽職員並に有給吏員職務に従事するとき又は資格表示の必要あり



るとき徽章を佩用するものとす其制式左の如し



表



裏

品質	銀
形状	九稜形 徑七分
地色	名譽職員は白色七寶有給吏員は青色七寶
市徽章	市の字赤色七寶輪廓の字名譽職員市長 助役收入役は金色其他の吏員は銀色

第二條 徽章装着は左の各号に依る

- 一、洋服には左肋上部
- 二、和服には左衽尖端の左部
- 三、勳章又は勅令を以て規定せられたる各種の徽章佩用の場合は其右位の  
稍下部

第三條 徽章は之を貸與す

第四條 徽章を亡失し又は毀損したるときは實價を辨償せしむ但職務執行中避くへからざる災害に因るものは此限にあらず

第五條 徽章は他人に貸與することを得ず

第六條 徽章は左の場合に於ては之を返納せしむ

- 一、退職したるとき
- 二、休職を命じたるとき
- 三、死亡したるとき

附 則

本規程は大正七年一月一日より施行す

第二節 市參事會

第一款 組織及選舉

市參事會は舊市制に依る市行政の重要機關にして一、市長一名二、助役一名三名  
譽職參事會員六名を以て組織す明治三十六年一月十八日初回選舉に於ては左



の六名當選就職す

青 盛 敬 篤  
 太 刀 掛 三 左 衛 門  
 中 島 健 一 郎  
 豊 田 實 穎  
 中 塩 龍  
 末 永 末 太 郎

凡て名譽職參事會員は毎二年其の半數を改選し初回の退任者は抽籤を以て之れを定むるの規定なるに依り明治三十八年一月十七日抽籤の結果青盛敬篤太刀掛三左衛門豊田實穎の三名退任し同十八日の改選選舉に於て左の者當選就職せり

佐 々 木 仙 一  
 宮 原 幸 三 郎  
 (再選) 青 盛 敬 篤

明治三十八年三月二日會員末永末太郎死亡せしに依り四月十四日補欠選舉を

行ひ左の者當選襲任す

豊 田 實 穎

明治四十年一月十七日會員中島健一郎中塩龍豊田實穎滿期退任に依り同月十八日改選の結果左の者當選就職せり

(再選) 中 島 健 一 郎  
 (再選) 中 塩 龍  
 (再選) 豊 田 實 穎

明治四十年八月二十日會員宮原幸三郎辭職届出同月二十四日市會に於て其の理由を認定し同年九月二日補欠選舉に依り左の者當選襲任す

天 野 健 太 郎

明治四十二年一月十七日會員佐々木仙一青盛敬篤天野健太郎滿期退任に依り同月十八日改選の結果左の者當選す

(再選) 佐 々 木 仙 一  
 小 林 芳 樹  
 井 上 温 造



明治四十三年十二月十五日會員井上溫造病氣の故を以て退任す

明治四十四年一月十七日會員中島健一郎、中塩龍、豊田實穎の三名満期退任に依り同月十八日改選の結果左の者當選す

(再選)

中 塩 龍

(再選)

豊 田 實 穎

(井上溫造  
後任者)

青 盛 敬 篤

宮 原 幸 三 郎

明治四十四年八月十五日會員小林芳樹、宮原幸三郎並に家事上の都合に依り退職届出同月廿一日市會に於て理由承認同月同日補欠選舉に依り左の者當選襲職す

澤 原 精 一

堀 岡 真 一

明治四十四年九月三十日現在員左の如し

佐 々 木 仙 一

中 塩 龍

明治四十四年十月一日改正市制の實施に依り右の會員は自然廢職となり市參事會は議政機關となる然れども今は便宜左に之れを續載すへし同年十月二日市會の選舉に依り當選したる名譽職市參事會員左の如し

山 下 吉 十 郎

佐 々 木 千 秀

宮 原 鶴 之 助

青 盛 敬 篤

澤 原 精 一

石 山 儀 市

右當選人は明治四十四年十二月一日市制第十條第二項第五号の理由に依り俱に辭任したり



明治四十四年十二月二日市會は更に選舉を行ひ左の人名再當選したり

山下	吉十郎
佐々木	千秀
宮原	鶴之助
青盛	敬篤
澤原	精一
石山	儀市

右參事會員は明治四十四年十二月十七日市會議員の任期滿了に依り當然退任すべきものなれども市制第六十五條第四項但書に依り明治四十五年二月七日まで在任せり

明治四十五年二月七日市會に於て選舉の結果當選したる人名左の如し

宮崎	俊太郎
堀岡	真一
渡邊	秀四郎
佐々木	千秀

右參事會員中渡邊秀四郎は大正三年二月二十三日死亡し堀岡真一は大正三年七月二十七日市制第十條第二項の六号に依り佐々木千秀宮崎俊太郎石山儀市宮原鶴之助の四名は同年八月二十日市制第十條第二項の五号若くは六号の理由に依り辭任し全部缺員となる

大正三年八月廿九日市會は更に選舉を行ひ左の人名當選す

中	益龍
青盛	喜一郎
石田	龜太郎
小林	芳樹
宮原	鶴之助
宮崎	俊太郎

右六名は大正五年一月二十日市會議員たる任期滿了と同時に退任すべきものなれども市制第六十五條第四項但書に依り同年二月三日まで在任したり



大正五年二月三日市會に於て更に選舉の結果左の人名當選す

宮	原	幸	三	郎
勝	田	登	一	
宮	田	淺	次	郎
佐	々	木	千	秀
青	森	喜	一	郎
中	益			龍

右會員中宮原幸三郎は大正六年二月十三日辭職したるに依り同年三月九日補闕選舉に於て左の者當選襲任す

石田 龜太郎

### 第二款 委任事項

大正元年九月二十四日市會の議決を以て市制第四十二條に依り左記の事項を市參事會に委任す

一、市の規程あるもの及び市の負擔の伴はさる寄附受納の件





第一市長 久佐義一 郎



第二市長 荒尾金吾 次三

大正五年二月三日市會に於て更に選舉の結果左の人名當選す

石田	中	青	佐	宮	勝	宮
田	益	森	々	田	田	原
龜		喜	木	淺	登	幸
太		一	千	次	一	三
郎		郎	秀	郎		郎
			龍			

右會員中宮原幸三郎は大正六年二月十三日辭職したるに依り同年三月九日補  
關選舉に於て左の者當選襲任す

第二款 委任事項

大正元年九月二十四日市會の議決を以て市制第四十二條に依り左記の事項を  
市參事會に委任す

一、市の規程あるもの及び市の負擔の伴はさる寄附受納の件



(其二) 長市の代歴



雄俊原澤長市<sup>次四第</sup><sub>次五第</sub>



耶太健野天長市<sup>次六第</sup>



- 二、法律命令の結果に依り歳入出豫算更正を爲す事
  - 三、豫算各項の金額を流用する事
  - 四、五ヶ年以内溝渠使用の件
  - 五、特別の事情に依る市税減免の件
  - 六、官有地特別處分規則に依る公用廢止地無代下付申請の件
  - 七、官廳の命令又は指示に依り市會議決の事項に付主要に變更を及ぼさるる場合に限り字句の修正を爲す事
  - 八、官有地に耕作物設置に關し官廳の諮問に應ずる事
- 大正四年五月十八日市會の議決を以て左の事項を追加す
- 九、土地建物其他物件の賃貸料又は賣拂代にして契約上の義務を履行せざる者あるときは臨機訴訟を提起し若くは和解する事

### 第三節 市吏員

#### 第一款 市長



明治三十六年一月十日内務大臣より市會に對し市長候補者推薦の命令下り同年一月十七日市會に於て左の三名を推薦す

第一候補者 佐久間義一郎

第二候補者 澤原俊雄

第三候補者 佐々木高榮

右候補者の推薦は同一月十九日市會議長より上申し同年二月二日第一候補者佐久間義一郎市長に裁可の旨達書あり同二月十日就任す

一本籍 廣島縣安藝郡牛田村

一族籍 士族

一位階 從四位

一勳位 勳四等功四級

一出生 天保十三年九月十三日

一畧歴 元海軍主計大監

明治三十六年六月八日市長佐久間義一郎卒す任僅かに四ヶ月市は左の弔辭を贈りこれを悼む

弔の辭

謹みて故吳市長從四位勳四等功四級佐久間義一郎君靈柩の前に白す君は本年二月吳市民の輿望を擔ひて市長の職に就かれ明敏事を行ひ寛厚人に接し未だ數月ならざるも聲譽頻りに揚り衆人悦服せざるなし君か有爲の資質ありて勵精倦まざるを知り滿腹の誠意を傾けて君と協商し以て市民の爲め百年の大計を立てんとせり圖らざりき事未だ其緒に就かざるに君か遽かに病魔に襲はれ藥石其効なく一たび往て復た返らざるの悲境に遭遇せんとは凡そ生あるもの孰れか死なからんや天壽命なりと雖も吳市か君に俟つあるや極めて切なり一日君なくんは一日市民の不幸なり如何ぞ穹蒼君に遐年を授けざるや今や存亡隔世の人となり管に某等の痛恨盡くることなきのみにあらざるなり嗚呼悲哉茲に不肖高榮本市會を代表して哀情を披陳し弔意を表せんとするも悲泣感慟事を叙する能はず希くは英魂之れを享けよ

吳市會議長 佐々木高榮

敬白

第二次市長は明治三十六年六月十七日内務大臣より候補者推選の命令下り同



年七月十七日市會に於て左の三名を推薦す

- 第一候補者 荒 尾 金 吾
- 第二候補者 佐 々 木 高 榮
- 第三候補者 宮 原 幸 三 郎

右候補者推薦は市會議長より直に内務大臣に上申し同年八月十二日第一候補者荒尾金吾に裁可の旨達書下り同月二十七日就任せり

一本籍 熊本縣飽託郡横手村千百五十九番屋敷

一族籍 士族

一位階 從五位

一勳位 勳六等

一出生 天保九年九月九日

一略歴 元海軍主理

明治四十二年八月十一日市長荒尾金吾任期滿限退任す

第三次市長は明治四十二年七月二十二日内務大臣より候補者推薦命令下り同年九月十四日市會に於て左の三名を推薦す

- 第一候補者 荒 尾 金 吾
- 第二候補者 豊 田 實 穎
- 第三候補者 澤 原 精 一

右候補者の推薦は同年九月十六日市會議長より内務大臣に上申し同月二十九日第一候補者荒尾金吾に裁可の旨達書あり再び就任す

明治四十四年八月廿八日市長荒尾金吾病によりて退職す在任約九年市長は佐久間市長病歿の後を承け市政實施以來僅かに一年庶績其の緒に就かざるに際し就任し特に明治三十七八年戦役のあるありて其の間の勞苦尋常一様にあらざりしを知るに足る同年九月十八日市は市會の決議を以て慰勞金三千圓を贈與せり(以下削除)

第四次市長は明治四十四年九月七日内務大臣より候補者推薦命令下り同年九月三十日市會に於て左の三名を推薦す

- 第一候補者 澤 原 俊 雄
- 第二候補者 豊 田 實 穎
- 第三候補者 天 野 健 太 郎



右候補者推薦は同年十月二十七日市會議長より内務大臣に上申し同年十一月二十日第一候補者澤原俊雄に裁可の旨達書あり同月廿八日就任す

一本籍 吳市大字莊山田村五千六百六十一番地

一族籍 平民

一位階 |

一勳位 勳四等

一出生 慶應元年四月十四日

一略歴 貴族院議員

大正四年十一月十九日任期滿了退任す

第五次市長は大正四年十月二十七日内務大臣より候補者推薦命令下り同年十一月二十二日市會に於て左の三名を推薦す

第一候補者 澤原俊雄

第二候補者 天野健太郎

第三候補者 澤原精一

右候補者の推薦は同年十一月三十日市會議長より内務大臣に上申し同年十二

月九日第一候補者澤原俊雄に裁可の旨達書あり同月十八日就任す

大正六年六月十一日市長澤原俊雄辭任を請ふ同年七月六日縣知事の認可を得て退職す在任七年在職中多年の懸案たりし公園、上水道、吉浦道路解決せられ着々として其の工程を進めたり同年十一月七日市は市會の決議により慰勞金六千圓を贈與せり

第六次市長は大正六年七月六日内務大臣より候補者推薦命令下り同年七月廿四日市會に於て左の三名を推薦す

第一候補者 天野健太郎

第二候補者 青盛敬篤

第三候補者 小林芳樹

右候補者推薦は同年七月二十七日市會議長より内務大臣に上申し同年八月十七日第一候補者天野健太郎に裁可の旨達書あり同月十七日就任す

本籍身分族稱出生略歴は前助役たりしものに同しきを以て茲に之れを略す

## 第二款 助役



天野健太郎

第一次

明治三十六年二月一日市會に於て當選し同月五日縣知事の認可を得同月六日就任す

本籍 吳市大字和庄町千二百四十九番邸

族籍 平民

出生 明治八年三月九日

略歴 元安藝郡和庄町書記同町助役同町會議員吳市會議員吳市會議長

右第一次助役天野健太郎は明治三十八年九月二十七日辭任す同年十月十八日市は慰勞金三百圓を贈與せり

岡村倫造

第二次

明治三十八年十二月二日市會に於て當選し同月九日縣知事の認可を得同月十六日就任す

本籍 廣島市大手町三丁目二十九番邸

族籍 士族

出生 文久元年一月六日

略歴 元廣島縣警部にして警察分署長警察署長

明治四十四年十二月八日任期滿了退任す

第三次

岡村倫造

明治四十四年十二月十二日再ひ選はれて就任認可を受く大正四年十二月十一日任滿ちて退任す

第四次

岡村倫造

大正五年一月十七日三たび選はれて就任認可を受く大正六年九月八日縣知事の認可を得て退職す勤績十年同年十一月七日市會の議決により慰勞金三千圓を贈與せり

第五次

武藤七郎

大正六年十一月六日市會に於て當選し同月九日縣知事の認可を受け同年十二月四日就職す

本籍 群馬縣山田郡大字龍舞甲三七七一番地ノ一

族籍 平民

出生 明治十六年八月二十三日



略歴 朽木縣足利町山保毛織株式會社支配人より東京日日新聞經濟財政部記者となり轉して政治經濟雜誌財界社々長たり辭して本職に就く

第三款 收入役

第一次

渡邊逸太郎

明治三十六年二月一日市會選任同月五日縣知事の認可を得同月六日就任す

本籍 吳市大字和庄町千七百四十二番屋敷

族籍 平民

出生 明治四年九月十四日

略歴 元安藝郡和庄町書記安藝郡書記安藝郡和庄町收入役吳市書記に歷任す

右第一次收入役渡邊逸太郎は明治四十年五月十日依願退職す同年六月四日市は慰勞金三百五十圓を贈與せり

第二次

青盛友太郎

明治四十年五月十日市會選任同月二十二日縣知事の認可を得同月二十四日就任せり

本籍 吳市大字宮原村七百九十五番屋敷

族稱 平民

出生 安政三年十月七日

略歴 元海軍書記

右第二次收入役青盛友太郎は大正二年五月二十一日任期滿了退任す

第三次

青盛友太郎

大正二年六月二十五日市會は市長の推選を可決し同月二十七日縣知事の認可を得同月同日就任す

大正六年六月二十六日任期滿了退任す

第四次

青盛友太郎

三たび推されて大正六年六月二十六日縣知事の認可を得同月同日就任す  
大正七年五月九日辭任す初任以來勤績十一年に至る同年七月二十九日市は慰勞金一千圓を贈與せり



第五次

大野 本之助

大正七年四月十二日市會に於て市長の推選を可決し同年五月九日縣知事の認可を得同日就任す

本籍 吳市大字莊山田村二千七百九十五番地

族稱 平民

位勳 從七位勳六等

出生 明治二年四月七日

略歴 島根縣及新瀉縣巡查を奉職し後廣島縣警部に任し警察分署長警察署長に補せられ進んで警視となり吳警察署長たり辭して本職に就く

第四款 書記其他附屬員

明治卅五年十月一日市制實施當日に於て任用したる附屬吏員の配置左の如し

第一課 書記十二人

第二課 書記二十人

雇六人

戸籍役場 書記七人

雇一人

計 書記三十九人

雇七人

汚物掃除部

監督長 一人

監督 一人

巡視 五人

右新任の多くは元四ヶ町村吏員にして稀れに他より採用したるものありと雖ども各々皆相當の資格を備へ且つ經驗を有し最も適材を適所に配置したるもの、如く市制創始の際に於ける多端の事務は専ら此人材に依りて施設措置せられたり以降交迭頻繁其の人名を彙列するは煩雜に堪へず之れを略す  
明治三十六年二月十八日始めて市會の議決に依り書記及び使丁の人員を規定す左の如し

書記 四十三人

使丁 十四人

給仕 三人

同年三月二十日書記の外雇員五人を置くことを定む

同年九月二十五日書記雇員の外技手一人を置くことを議定す

同年十月三十日更めて書記四十六人技手一人雇員十人と規定す

明治三十七年三月五日市會の議決を以て書記其他附屬員並に使丁人員規程を設け更に左の通り規定す



書記 四十三人 雇 十人 使丁 十四人 給仕 三人

明治三十七年四月一日汚物掃除巡視に書記を兼ねしめ衛生事務に従事せしむることに規定す

明治三十九年三月一日市會書記をして市書記を兼務せしむることを規定す

明治三十九年三月三十日規定を左の如く改む

書記 三十人 技手 二人 雇員 二十四人

徴税外勤吏員 七人

明治四十年三月二十六日規定を左の如く改む

書記 三十四人 技手 三人 雇員 二十九人

徴税外勤吏員 十人

明治四十一年三月二十七日徴收外勤吏員を更めて派出吏二十名を置くことす其の結果書記の定員は四十四人と改む

明治四十三年五月二十八日市會の議決を以て派出吏の二十人を削り之れを廢止す

明治四十四年三月二十五日市會の議決に依り人員を左の如く改む但し技手小

使の定員は故の如し

書記 四十六人 書記補 三十一人 給仕 四人

明治四十五年二月二十六日改正市制の規定に従ひ更に市會の議決を以て有給吏員設置及定數規定を設く左の如し

有給吏員設置及定數規程

第一條 吳市に技師書記視學技手書記補を置く其定數左の如し

一、技師 一人

二、書記 四十八人

三、視學 一人

四、技手 三人

五、書記補 三十四人

第二條 市長は豫算定額内を以て臨時囑托員を使用することを得

第三條 囑托員及兼務者は第一條の定數に加算せず

附 則

此規定は明治四十五年四月一日より施行す



書記其他附屬吏員並使丁人員規程は之を廢止す

### 第五款 委員

明治三十六年二月二十二日市會に於て小學校令第六十二條に依り本市に設置する學務委員は十名とし其の組織は左の如く定む

- 一 市參事會員 一名
- 一 市會議員 二名
- 一 市公民中選舉權を有する者 二名
- 一 市立小學校男教員 五名

明治三十六年八月十一日市會の議決を以て土木常設委員六名を置く其の組織左の如し

- 一 市參事會 一名
  - 一 市會議員 三名
  - 一 市公民中選舉權を有する者 二名
- 委員の任期は二ヶ年とす

明治三十七年三月二十八日市會の議決を以て市負擔縣稅戶數割賦課標準規程に依り課稅標準評定の爲め調査期日毎に臨時委員五名を置く

委員は市參事會員一人市會議員四人を以て組織する

の規定を設けたり

明治三十九年二月五日市會の議決を以て右委員を七名とし市公民中より選出するものを二名と改む

明治四十一年三月十一日市會の議決に依り學務委員の數を七名とし市立小學校男教員より選出するものを二名と改む

明治四十五年三月三十日市會の議決を以て學務委員設置規程を左の如く改定す

#### 學務委員設置規定

第一條 吳市に學務委員七人を置く其組織左の如し

- 一 市會議員 三人
- 二 市公民中選舉權を有する者 二人
- 三 市立小學校男教員 二人



第二條 學務委員中缺員を生したるときは之れか補缺選舉を行ふ

附 則

本規程施行の際市公民中選舉權を有するものにして學務委員の職にあるものは任期満了の日に於て其職を失ふ

明治四十五年三月三十日市會の議決に依り土木常設委員設置規程を左の如く改定す

土木常設委員設置規程

第一條 土木に關し常設委員七名を置く其組織左の如し

一 市會議員

四人

一 市公民中選舉權を有する者

三人

第二條 土木常設委員の職務概目左の如し

一、土木設計調査に關する事

二、土木監督に關する事

三、土木に關し市長の諮問に答ふる事

第三條 土木常設委員の任期は二ケ年とす

第四條 土木常設委員中に缺員を生したるときは之れか選舉を行ふ

附 則

本規程施行の際市公民中選舉權を有するものにして現に土木常設委員の職に在る者は任期満了の日に於て其職を失ふ

明治四十五年四月三十日市會の議決を以て市負擔縣稅戶數割賦課標準規程を改正し居家及び貸家の賃貸價格審査の爲め調査委員會を設く

調査委員會は名譽職市參事會員四名市會議員八名を以て組織す

調査委員は毎年度の始に於て之れを選舉し其任期は一ケ年とす但補缺は前任者の殘任期間在職するものとす

明治四十五年七月十六日市會の議決を以て公園委員を設く其規程左の如し

公園委員設置規程

第一條 公園設置事務に關し委員を置く其組織左の如し

一 市會議員

八人

一 市公民中選舉權を有する者

四人

第二條 委員の職務概目左の如し



一、公園設置に關する事

二、公園設備費に關する事

三、右の外市長に於て必要を認め特に委託したる事

第三條 委員の任期は二ケ年とす

第四條 委員中缺員を生じたるときは之れが選舉を行ふ

附 則

本規程は公園設備完成の日に於て之を廢止す

大正二年三月五日市會に於て特別家屋稅條例を制定し之れが課稅標準は調査委員に付し決定することを規定す

大正二年五月十四日市會の議決を以て特別家屋稅條例第七條に依り組織すへき課稅標準調査委員は縣稅戶數割賦課標準規程第九條に依り組織したる調査委員を以て之れに充つることと定む

大正五年五月十九日市會の議決を経て市立學校調査委員規程を設く條文左の如し

第一條 市立學校設備に關し委員を置く其組織左の如し

一、市參事會員

三名

二、市會議員

十二名

三、市公民中選舉權を有する者

十名

第二條 委員の職務概目左の如し

一、市立學校設備に關する事

二、市立學校設備費及其財源に關する事

三、右の外市長に於て必要を認め特に委託したる事

附 則

本規程は調査完了の日に於て之を廢止す

大正六年十二月廿二日市會の決議により臨時財源調査委員設置規程を設く

第一條 市の財源調査に關し臨時財源調査委員九名を置く其組織左の如し

一、參事會員

一人

二、市會議員

六人

三、市公民中選舉權を有する者

二人

第二條 委員の職務概目左の如し



- 一、新稅創設に關する事
  - 二、現行稅制に關する事
  - 三、稅外諸收入制度に關する事
  - 四、市負擔縣稅戶數割賦課標準規程に關する事
  - 五、租稅負擔能力調査に關する事
  - 六、市營事業及報酬金に關する事
- 右の外市長に於て特に諮問したる事項

附 則

第三條 本規程は調査終了の日に於て廢止す

大正八年十二月十三日市會の議決により臨時委員設置規程を設く

第一條 市稅賦課標準の資料として市内宅地の等級を詮定する爲め臨時宅地等級調査委員を置く委員の定數左の如し。

- 一 市會議員 九人
  - 一 市公民中選舉權を有する者 六人
- 第二條 委員の職務左の如し

一 宅地等級調査の方法及各筆等級の査定

第三條 本規定は調査終了の日に於て廢止す

第六款 町惣代

市制の規定に依る吏員にはあらされとも市役所と市民との間に介し市制事務の運用連絡を保たんか爲め明治三十七年十二月二十日市會の議決を経て各町に町惣代を置く其の規程左の如し

町惣代設置規程

- 第一條 町内に係る事務の整理を爲し其の共同一致を圖る爲め町惣代を置く
- 第二條 町惣代は第十條に定むる區域に據り各一名を置く
- 第三條 町惣代は支障ある場合は代理人を以て處することを得
- 第四條 町惣代を選舉するは豫め市長の指名を以て區域毎に若干の選舉世話係を委囑し選舉世話係は當該區域内現住戸主の協議會を起し候補者を選定し市參事會の認可を受くへし



但認可後處務上怠慢又は不都合の行爲ありと認むるとき若くは第五條の一に該たりたる時は改選せしむるものとす

第五條 左の一に該たりたるものは選舉すへからす

一、公民權なきもの

二、當該區域内に現住せざるもの

三、禁錮以上の刑に處せられたるもの

第六條 町惣代の任期は滿二ケ年とす

但再選するも妨なし

第七條 町惣代には受持戸數並に區域の情狀に應し一ヶ月一圓五十錢以上

三圓以下を其事務取扱費に充て市より補給す

但其給額は市參事會之を定む

第八條 町惣代に於て取扱ふべき要務左の如し

一、市長より市行政上に付示談することあれば之を受持區域内に斡旋すること

二、受持區域内の風紀改善を計ること

三、勤勉貯蓄を奨励すること

四、住民の異動を調査し市役所へ報告すること

五、納税準備の方法を設け常に市役所吏員と協力し納税告知書等の速達を計り以て納期を愆らしめざる様注意すること

六、受持區域内諸般の便益を企圖すること

第九條 町惣代にして注意周到其功著しきものは市に於て之を賞與することあるへし

但場合によりては其筋へ褒賞の申請をもなすことあるへし

第十條 受持區域を定むること左の如し

龜山町 百五十四戸

本通一丁目二丁目 二百三十四戸

本通三丁目四丁目五丁目 二百十七戸

本通六丁目七丁目 二百六十二戸

本通八丁目九丁目 二百二十八戸

城山町 百十五戸



中通	二丁目	東塚通	二百三十一戸
中通	三丁目	東塚通	二百七十一戸
中通	四丁目	東塚通	二百七十戸
中通	五丁目	東塚通	二百二十六戸
中通	六丁目	東塚通	二百二十六戸
中通	七丁目	東塚通	二百二十五戸
中通	八丁目	東塚通	二百七十七戸
元町	九丁目	東塚通	三百一十戸
寺西町			二百九十八戸
清水通			二百二十七戸
清水上通			三百二十一戸
八幡通			二百二十四戸
八幡上通			二百二十九戸
和庄通一丁目			二百四十二戸
和庄通二丁目			
和庄通三丁目			
登町			
東本通	一丁目		
	二丁目		
	三丁目		
泉場町新泉場町			

東雲町	一丁目	二百八十四戸
曙町	二丁目	百八十二戸
	三丁目	百八十四戸
東本通	四丁目	二百十二戸
上古江		二百四十五戸
下古江柳町		三百三十戸
寺本町		二百四十九戸
溝路		百六十七戸
長迫		二百八戸
鹿田通東鹿田		二百一戸
吾妻町	一丁目	百十八戸
	二丁目	二百五十四戸
畑		二百三十四戸
		百九戸
		百八十六戸



下中町西堺通中川通

百三十戸

榮町

百四十五戸

明神町松本町

二百五十四戸

荒神町

二百五十九戸

草里町

百八十五戸

胡町大年町

百九十二戸

長ノ木町

百四十六戸

畝原町惣付

百六戸

弓ノ町

百二十二戸

朝日町

百九十六戸

西原町伏原町京町臥龍町苅地町

二百八戸

西山田町上山田町  
中山田町下山田町

百三十八戸

辰川通

百八戸

郷町

二百五戸

片山町

百十一戸

内神町

二百二十戸

愛宕町

二百四十五戸

西二河通一丁目西本通一丁目  
三城通一丁目

二百三十二戸

西二河通西本通  
三城通各二丁目

二百二十八戸

全上各三丁目

二百戸

全上各四丁目

二百八十戸

全上各五丁目

百三十九戸

全上各六丁目

百五十七戸

全上各七丁目

百十五戸

全上各八丁目

百三十四戸

兩城

百八十三戸

長濱町

二百四十三戸

東港町

二百六十九戸

西港町西ヶ迫新宮

二百五十戸

川原石

二百五十五戸



休原丸子上室瀬上神原	百四十戸
下室瀬	百七十四戸
中室瀬	百十八戸
中神原	三百一戸
下神原	百七十六戸
北小原	二百十四戸
南小原殿垣内	二百十五戸
上清田北清田	百十六戸
坪ノ内清田	百三十六戸
坪内畝坪内赤羽根次右衛門原二百四十四戸	
計人員七十六人	

附 則

第十一條 本規程は明治三十八年一月一日より施行す

第十二條 本規程施行に付細則の必要あるときは市參事會之を定む

明治三十八年二月二十二日同年四月十五日右規程の一部に改正を加へ以て完

全を期したりしに爾來缺員あれども之れか補缺選舉を行はざるあり爲に有名無實に屬するものあるに至り且つ明治四十一年四月一日派出吏の設置ありしに依り同年三月三十一日限り一旦規程を廢止したり然るに派出吏は明治四十三年五月之れを廢止したるを以て一時市廳と市民との間に於ける連絡機關を失ふことゝなれり

澤原俊雄市長に任せらるゝや再び惣代設置の必要を唱へ案を市會に提出して協賛を求む

大正二年三月五日市會の議決に依り左の規程を定む

町惣代設置規程

第一條 市内の各町に町惣代を置く

但し土地の狀況に依り二町以上を一區域に一町を分割して二區以上となすことを得

第二條 設置區域は市長之を定む

第三條 町惣代の任期は三ヶ年とす

任期満限の後と雖も後任者就職の日迄在職するものとす



第四條 町惣代は其町内公民中より市長之を選任す

第五條 町惣代の職務概目は左の如し

- 一、町内の情誼を厚くし風儀の會善を圖ること
- 二、法令及通達等を傳達普及すること
- 三、町内住民名簿を備へ現住者を明にすること
- 四、市長の諮問を受け又は意見を陳述すること

第六條 町惣代は無給とす

但し市は奨励金を給與することあるへし

附 則

從來の規程に依り選定せられたる町惣代は本規程施行の日より其職を失ふものとす

和庄町

- 八幡通 八幡上通甲組 八幡上通乙組
- 清水通 清水上通甲組 清水上通乙組 全丙組
- 本通一丁目 全二丁目 全三丁目 全四丁目 全五丁目 全六丁目

全七丁目 全八丁目 全九丁目 龜山町

中通一丁目 全二丁目 全三丁目 全四丁目 全五丁目 全六丁目

全七丁目 全八丁目 中通東堺通九丁目

東堺通一丁目 全二丁目 全三四丁目 全五丁目 全六丁目 全七丁目 全八丁目

寺西町東組 全西組 元町

和庄通一丁目甲組 全乙組

和庄通二丁目 全三丁目甲組 全乙組 全丙組 城山町 登町甲組

全乙組 柳町

東本通一丁目 全二丁目 全三丁目 全四丁目

泉場町 新泉場町

曙町一丁目 全二丁目 全三丁目

東雲町一丁目 全二丁目 全三丁目 全四丁目

上古江町 下古江町

寺本町甲組 全乙組

溝路町甲組 全乙組



長迫町甲組 全乙組  
春日町 吾妻町一丁目 全二丁目  
鹿田通 東鹿田通 畑  
小計七十一區域

莊山田村

上山田 伏原町 成町 赤地町 京町 大年町 朝日町廓内 全廓外  
榮町 胡町 明神町 草里町下組 全上組  
弓ノ町 中山田 荒神町上組 全下組  
辰川通上組 全下組 惣付 畝原町 松本町 西堺通 中川通 下中町  
藏本町 一丁目 二丁目 三丁目 四丁目 五丁目 六丁目 七丁目 八丁目 九丁目 全 一丁目 二丁目 三丁目 四丁目 五丁目 六丁目 七丁目 八丁目 九丁目  
岩方町 一丁目 二丁目 三丁目 四丁目 五丁目 六丁目 七丁目 八丁目 九丁目 全 一丁目 二丁目 三丁目 四丁目 五丁目 六丁目 七丁目 八丁目 九丁目  
郷町甲組 全乙組 内神町  
片山町東組 全西組 濱田町 稻荷町  
今西町上組 全下組  
古川町上組 全下組

西二河通五丁目 全六丁目 全七丁目 全八丁目  
西本通五丁目 全六丁目 全七丁目 全八丁目  
三津田甲組 全乙組  
三城通五丁目 全六丁目 全七丁目 全八丁目  
愛宕町甲組 全乙組 山手通  
一番町 二丁目 三丁目 四丁目  
一番町 二丁目 三丁目 四丁目  
三番町一丁目 全二丁目 全三丁目 全四丁目  
四番町一丁目 全二丁目 全三丁目  
五番町一丁目 全二丁目 全三丁目  
小計八十區域

二川町

西二河通一丁目 全三丁目 全四丁目  
西本通一丁目 全二丁目 全三丁目 全四丁目  
三城通一丁目 全二丁目 全三丁目 全四丁目  
兩城上組 全下組 長濱町 東港町 西港町 川原石 西ヶ迫



小計十八區域

宮原村

赤羽根 坪ノ内畝 全清田 北清田 殿垣内 南小原 北小原 上神原  
 次右衛門原  
 中神原 下神原 上室瀨 中室瀨 下室瀨 九子 休原  
 小計十五區域  
 合計百八十四區域

第四節 給料及給與

明治三十五年十月一日市長事務取扱者に於て初めて吏員給料を定め辭令を交  
 付せしもの左の如し

書記	三十圓	一人	二十圓	二人
	十八圓	二人	十七圓五十錢	一人
	十七圓	三人	十六圓五十錢	三人
	十六圓	五人	十五圓五十錢	五人
	十四圓五十錢	七人	十四圓	二人

雇員	十二圓五十錢	一人	十二圓	三人
	十一圓五十錢	二人	十一圓	一人
雇員	九圓六十錢	三人		
	九圓	三人		
雇員	八圓十錢	一人		

明治三十六年二月一日市會に於て市長助役收入役の給料額を議定し四月五日  
 縣知事の認可を得たるもの左の如し

市長 年額金六百圓  
 助役 全金三百五十圓  
 收入役 全金三百圓

明治三十六年二月二十日更に市會の議決に依り有給吏員俸給條例を設定し全  
 三十七年四月七日内務省の許可を受く其の給料額規定左の如し

職名	等級	給料額
市長	一級	千二百圓
	二級	千圓
	三級	八百圓
	四級	六百圓
	五級	
	六級	



技手	書記			收入役	助役
	下	中	上		
六十圓	二十四圓	二十七圓	三十圓	四百圓	六百圓
七十五圓	二十九圓	三十圓	三十二圓	三百五十圓	五百圓
九十圓	三十四圓	三十三圓	三十八圓	三百圓	四百圓
百圓	三十九圓	三十四圓	四十二圓	二百五十圓	三百五十圓
百一十圓	四十四圓	三十五圓	四十八圓		
百二十圓	四十九圓	四十圓	五十二圓		
百三十圓	五十四圓	四十一圓	五十八圓		
百四十圓	五十九圓	四十二圓	六十二圓		
百五十圓	六十四圓	四十三圓	六十八圓		
百六十圓	六十九圓	四十四圓	七十二圓		
百七十圓	七十四圓	四十五圓	七十八圓		
百八十圓	七十九圓	四十六圓	八十二圓		
百九十圓	八十四圓	四十七圓	八十八圓		
二百圓	八十九圓	四十八圓	九十二圓		
二百一十圓	九十四圓	四十九圓	九十八圓		
二百二十圓	九十九圓	五十圓	一百零二圓		
二百三十圓	一百零四圓	五十一圓	一百零八圓		
二百四十圓	一百零九圓	五十二圓	一百一十二圓		
二百五十圓	一百一十四圓	五十三圓	一百一十八圓		
二百六十圓	一百一十九圓	五十四圓	一百二十二圓		
二百七十圓	一百二十四圓	五十五圓	一百二十八圓		
二百八十圓	一百二十九圓	五十六圓	一百三十二圓		
二百九十圓	一百三十四圓	五十七圓	一百三十八圓		
三百圓	一百三十九圓	五十八圓	一百四十二圓		
三百一十圓	一百四十四圓	五十九圓	一百四十八圓		
三百二十圓	一百四十九圓	六十圓	一百五十二圓		
三百三十圓	一百五十四圓	六十一圓	一百五十八圓		
三百四十圓	一百五十九圓	六十二圓	一百六十二圓		
三百五十圓	一百六十四圓	六十三圓	一百六十八圓		
三百六十圓	一百六十九圓	六十四圓	一百七十二圓		
三百七十圓	一百七十四圓	六十五圓	一百七十八圓		
三百八十圓	一百七十九圓	六十六圓	一百八十二圓		
三百九十圓	一百八十四圓	六十七圓	一百八十八圓		
四百圓	一百八十九圓	六十八圓	一百九十二圓		
四百一十圓	一百九十四圓	六十九圓	一百九十八圓		
四百二十圓	一百九十九圓	七十圓	二百零二圓		
四百三十圓	二百零四圓	七十一圓	二百零八圓		
四百四十圓	二百零九圓	七十二圓	二百一十二圓		
四百五十圓	二百一十四圓	七十三圓	二百一十八圓		
四百六十圓	二百一十九圓	七十四圓	二百二十二圓		
四百七十圓	二百二十四圓	七十五圓	二百二十八圓		
四百八十圓	二百二十九圓	七十六圓	二百三十二圓		
四百九十圓	二百三十四圓	七十七圓	二百三十八圓		
五百圓	二百三十九圓	七十八圓	二百四十二圓		
五百一十圓	二百四十四圓	七十九圓	二百四十八圓		
五百二十圓	二百四十九圓	八十圓	二百五十二圓		
五百三十圓	二百五十四圓	八十一圓	二百五十八圓		
五百四十圓	二百五十九圓	八十二圓	二百六十二圓		
五百五十圓	二百六十四圓	八十三圓	二百六十八圓		
五百六十圓	二百六十九圓	八十四圓	二百七十二圓		
五百七十圓	二百七十四圓	八十五圓	二百七十八圓		
五百八十圓	二百七十九圓	八十六圓	二百八十二圓		
五百九十圓	二百八十四圓	八十七圓	二百八十八圓		
六百圓	二百八十九圓	八十八圓	二百九十二圓		
六百一十圓	二百九十四圓	八十九圓	二百九十八圓		
六百二十圓	二百九十九圓	九十圓	三百零二圓		
六百三十圓	三百零四圓	九十一圓	三百零八圓		
六百四十圓	三百零九圓	九十二圓	三百一十二圓		
六百五十圓	三百一十四圓	九十三圓	三百一十八圓		
六百六十圓	三百一十九圓	九十四圓	三百二十二圓		
六百七十圓	三百二十四圓	九十五圓	三百二十八圓		
六百八十圓	三百二十九圓	九十六圓	三百三十二圓		
六百九十圓	三百三十四圓	九十七圓	三百三十八圓		
七百圓	三百三十九圓	九十八圓	三百四十二圓		
七百一十圓	三百四十四圓	九十九圓	三百四十八圓		
七百二十圓	三百四十九圓	一百圓	三百五十二圓		
七百三十圓	三百五十四圓	一百零一圓	三百五十八圓		
七百四十圓	三百五十九圓	一百零二圓	三百六十二圓		
七百五十圓	三百六十四圓	一百零三圓	三百六十八圓		
七百六十圓	三百六十九圓	一百零四圓	三百七十二圓		
七百七十圓	三百七十四圓	一百零五圓	三百七十八圓		
七百八十圓	三百七十九圓	一百零六圓	三百八十二圓		
七百九十圓	三百八十四圓	一百零七圓	三百八十八圓		
八百圓	三百八十九圓	一百零八圓	三百九十二圓		
八百一十圓	三百九十四圓	一百零九圓	三百九十八圓		
八百二十圓	三百九十九圓	一百一十圓	四百零二圓		
八百三十圓	四百零四圓	一百一十一圓	四百零八圓		
八百四十圓	四百零九圓	一百一十二圓	四百一十二圓		
八百五十圓	四百一十四圓	一百一十三圓	四百一十八圓		
八百六十圓	四百一十九圓	一百一十四圓	四百二十二圓		
八百七十圓	四百二十四圓	一百一十五圓	四百二十八圓		
八百八十圓	四百二十九圓	一百一十六圓	四百三十二圓		
八百九十圓	四百三十四圓	一百一十七圓	四百三十八圓		
九百圓	四百三十九圓	一百一十八圓	四百四十二圓		
九百一十圓	四百四十四圓	一百一十九圓	四百四十八圓		
九百二十圓	四百四十九圓	一百二十圓	四百五十二圓		
九百三十圓	四百五十四圓	一百二十一圓	四百五十八圓		
九百四十圓	四百五十九圓	一百二十二圓	四百六十二圓		
九百五十圓	四百六十四圓	一百二十三圓	四百六十八圓		
九百六十圓	四百六十九圓	一百二十四圓	四百七十二圓		
九百七十圓	四百七十四圓	一百二十五圓	四百七十八圓		
九百八十圓	四百七十九圓	一百二十六圓	四百八十二圓		
九百九十圓	四百八十四圓	一百二十七圓	四百八十八圓		
一千圓	四百八十九圓	一百二十八圓	四百九十二圓		
一千一十圓	四百九十四圓	一百二十九圓	四百九十八圓		
一千二百圓	四百九十九圓	一百三十圓	五百零二圓		
一千三百圓	五百零四圓	一百三十一圓	五百零八圓		
一千四百圓	五百零九圓	一百三十二圓	五百一十二圓		
一千五百圓	五百一十四圓	一百三十三圓	五百一十八圓		
一千六百圓	五百一十九圓	一百三十四圓	五百二十二圓		
一千七百圓	五百二十四圓	一百三十五圓	五百二十八圓		
一千八百圓	五百二十九圓	一百三十六圓	五百三十二圓		
一千九百圓	五百三十四圓	一百三十七圓	五百三十八圓		
二千圓	五百三十九圓	一百三十八圓	五百四十二圓		
二千一十圓	五百四十四圓	一百三十九圓	五百四十八圓		
二千二百圓	五百四十九圓	一百四十圓	五百五十二圓		
二千三百圓	五百五十四圓	一百四十一圓	五百五十八圓		
二千四百圓	五百五十九圓	一百四十二圓	五百六十二圓		
二千五百圓	五百六十四圓	一百四十三圓	五百六十八圓		
二千六百圓	五百六十九圓	一百四十四圓	五百七十二圓		
二千七百圓	五百七十四圓	一百四十五圓	五百七十八圓		
二千八百圓	五百七十九圓	一百四十六圓	五百八十二圓		
二千九百圓	五百八十四圓	一百四十七圓	五百八十八圓		
三千圓	五百八十九圓	一百四十八圓	五百九十二圓		
三千一十圓	五百九十四圓	一百四十九圓	五百九十八圓		
三千二百圓	五百九十九圓	一百五十圓	六百零二圓		
三千三百圓	六百零四圓	一百五十一圓	六百零八圓		
三千四百圓	六百零九圓	一百五十二圓	六百一十二圓		
三千五百圓	六百一十四圓	一百五十三圓	六百一十八圓		
三千六百圓	六百一十九圓	一百五十四圓	六百二十二圓		
三千七百圓	六百二十四圓	一百五十五圓	六百二十八圓		
三千八百圓	六百二十九圓	一百五十六圓	六百三十二圓		
三千九百圓	六百三十四圓	一百五十七圓	六百三十八圓		
四千圓	六百三十九圓	一百五十八圓	六百四十二圓		
四千一十圓	六百四十四圓	一百五十九圓	六百四十八圓		
四千二百圓	六百四十九圓	一百六十圓	六百五十二圓		
四千三百圓	六百五十四圓	一百六十一圓	六百五十八圓		
四千四百圓	六百五十九圓	一百六十二圓	六百六十二圓		
四千五百圓	六百六十四圓	一百六十三圓	六百六十八圓		
四千六百圓	六百六十九圓	一百六十四圓	六百七十二圓		
四千七百圓	六百七十四圓	一百六十五圓	六百七十八圓		
四千八百圓	六百七十九圓	一百六十六圓	六百八十二圓		
四千九百圓	六百八十四圓	一百六十七圓	六百八十八圓		
五千圓	六百八十九圓	一百六十八圓	六百九十二圓		
五千一十圓	六百九十四圓	一百六十九圓	六百九十八圓		
五千二百圓	六百九十九圓	一百七十圓	七百零二圓		
五千三百圓	七百零四圓	一百七十一圓	七百零八圓		
五千四百圓	七百零九圓	一百七十二圓	七百一十二圓		
五千五百圓	七百一十四圓	一百七十三圓	七百一十八圓		
五千六百圓	七百一十九圓	一百七十四圓	七百二十二圓		
五千七百圓	七百二十四圓	一百七十五圓	七百二十八圓		
五千八百圓	七百二十九圓	一百七十六圓	七百三十二圓		
五千九百圓	七百三十四圓	一百七十七圓	七百三十八圓		
六千圓	七百三十九圓	一百七十八圓	七百四十二圓		
六千一十圓	七百四十四圓	一百七十九圓	七百四十八圓		
六千二百圓	七百四十九圓	一百八十圓	七百五十二圓		
六千三百圓	七百五十四圓	一百八十一圓	七百五十八圓		
六千四百圓	七百五十九圓	一百八十二圓	七百六十二圓		
六千五百圓	七百六十四圓	一百八十三圓	七百六十八圓		
六千六百圓	七百六十九圓	一百八十四圓	七百七十二圓		
六千七百圓	七百七十四圓	一百八十五圓	七百七十八圓		
六千八百圓	七百七十九圓	一百八十六圓	七百八十二圓		
六千九百圓	七百八十四圓	一百八十七圓	七百八十八圓		
七千圓	七百八十九圓	一百八十八圓	七百九十二圓		
七千一十圓	七百九十四圓	一百八十九圓	七百九十八圓		
七千二百圓	七百九十九圓	一百九十圓	八百零二圓		
七千三百圓	八百零四圓	一百九十一圓	八百零八圓		
七千四百圓	八百零九圓	一百九十二圓	八百一十二圓		
七千五百圓	八百一十四圓	一百九十三圓	八百一十八圓		
七千六百圓	八百一十九圓	一百九十四圓	八百二十二圓		
七千七百圓	八百二十四圓	一百九十五圓	八百二十八圓		
七千八百圓	八百二十九圓	一百九十六圓	八百三十二圓		
七千九百圓	八百三十四圓	一百九十七圓	八百三十八圓		
八千圓	八百三十九圓	一百九十八圓	八百四十二圓		
八千一十圓	八百四十四圓	一百九十九圓	八百四十八圓		
八千二百圓	八百四十九圓	二百圓	八百五十二圓		
八千三百圓	八百五十四圓	二百零一圓	八百五十八圓		
八千四百圓	八百五十九圓	二百零二圓	八百六十二圓		
八千五百圓	八百六十四圓	二百零三圓	八百六十八圓		
八千六百圓	八百六十九圓	二百零四圓	八百七十二圓		
八千七百圓	八百七十四圓	二百零五圓	八百七十八圓		
八千八百圓	八百七十九圓	二百零六圓	八百八十二圓		
八千九百圓	八百八十四圓	二百零七圓	八百八十八圓		
九千圓	八百八十九圓	二百零八圓	八百九十二圓		
九千一十圓	八百九十四圓	二百零九圓	八百九十八圓		
九千二百圓	八百九十九圓	二百一十圓	九百零二圓		
九千三百圓	九百零四圓	二百一十一圓	九百零八圓		
九千四百圓	九百零九圓	二百一十二圓	九百一十二圓		
九千五百圓	九百一十四圓	二百一十三圓	九百一十八圓		
九千六百圓	九百一十九圓	二百一十四圓	九百二十二圓		
九千七百圓	九百二十四圓	二百一十五圓	九百二十八圓		
九千八百圓	九百二十九圓	二百一十六圓	九百三十二圓		
九千九百圓	九百三十四圓	二百一十七圓	九百三十八圓		
一萬圓	九百三十九圓	二百一十八圓	九百四十二圓		

明治三十六年二月二十二日市會の議決に依り雇員以下給料支給規則市役所使  
 丁給仕給料額規程名譽職員實費辨償規則賄料支給規則を定む

一使丁給仕は日給とし給料額を定むる左の如し

使丁 二十錢以上四十六錢以下

給仕 十錢以上二十錢以下

二名譽職員實費辨償は年額又は月額若くは日額とし其の金額は毎年度歳入  
 出豫算表を以て之れを定む

三賄料は宿直賄料とし宿直者に支給す其の金額左の如し

一有給吏員 金十錢

一使丁 金七錢

明治三十六年三月六日市會の議決に依り旅費規則を定む其の規定額左の如し

區別	名譽職員		書記
	市長	助役	
汽車賃一哩毎ニ	五錢	三錢	三錢
船賃一海里毎ニ	五錢	四錢	四錢
車馬賃一里毎ニ	二十錢	十五錢	十五錢
宿泊料一夜毎ニ	一圓五十錢	一圓	一圓
日常一日毎ニ	一圓	五十錢	五十錢

明治四十三年五月二十八日市會の議決に依り俸給條例に改正を加へ其の俸給  
 額を別表の通りとし同年六月十八日内務省の許可を受く

別表

職名	等級					
	一級	二級	三級	四級	五級	六級
市長	年二千二百圓	年一千八百圓	年八百圓	年六百圓		
助役	年千圓	年八百圓	年六百圓	年五百圓		
收入役	年五百圓	年四百圓	年三百五十圓	年三百圓		
技師	年千二百圓	年千圓	年八百圓	年六百圓		



書技	上俸	月 四十圓	三 十圓	二十 二圓	十 九圓	十 七圓	十 五圓
	下俸	月 三十五圓	二十 五圓	二十 圓	十 八圓	十 六圓	十 四圓
記手							

明治四十三年十一月十八日市會の議決に依り内務省の許可を受け前別表中技手を削除せり

明治三十七年六月十五日市會の議決に依り吏員療治料給與に關する左の規程を設く

第一條 本市吏員にして公務の爲め避くへからざる事情に依り疾病に罹り若くは傷痍を受けたるときは其狀況に依り療治料を給與することを得

第二條 療治料は左の範圍内に於て給す

一 一日金貳拾錢以上壹圓以下

第三條 療治料を支給すへき者及其支給期間並に給與金額は其都度參事會之を定む

第四條 使丁及常設人夫等にして療治料給與の必要ある場合に於ては本規程を準用することを得

明治四十一年三月十一日市會議決同年六月二日同年八月二十八日修正決議に依り同四十二年二月十日内務省の許可を得同年二月十六日修正決議の上同年三月一日公布したる退隱料條例左の如し

市吏員退隱料條例

第一條 本市有給吏員在職滿十年以上に至り退職したる者には終身退隱料を給す

但左の各号の一に該當する者には支給せず

一 年齢六十歳未滿にして自己の便宜に依り退職したる者

二 職務の内外を問はず市吏員の体面を汚し又は信用を失ふへき行爲ありたる爲め解職せられたるもの

三 職に就きたる爲め公民たるの權を得へき職務に在る者にして刑法及ひ舊刑法の禁錮以上の刑に該るへき罪の爲め公判に付せられたるか爲め解職せられたるもの

五 懲戒處分に依り解職せられたるもの

但自己の所爲に非ずして職務を執るに堪へざるか爲め解職せられた



るものは此限にあらず

六處刑に依り失職又は解職せられたるもの

第二條 前條第四号に該當するものと雖も免訴若くは無罪の言渡ありたる場合又は有罪の宣告あるも禁錮以上の刑に該らざる場合に於ては其裁判確定の日を俟て解職當時に遡り退隱料を給す

第三條 在職十年未滿の者と雖も職務の爲め傷痕を受け若くは疾病に罹り一肢以上の用を失ひ又は之に準すへきものにして其職に堪へざるに依り退職したるときは終身退隱料を給す  
職務の爲め傷痕を受け若くは疾病に罹りたる者退職後引續き重症に陥り爲めに一肢以上の用を失ひ又は之に準すへきものと爲りたる者退職後二年以内に其事實を申出てたるとき亦同し

第四條 退隱料の年額は在職滿十年にして退職したるものには退職當時の俸給年額四分の一とし其以上滿一年毎に百二十分の一を加ふ

但在職滿四十年以上の者に給すへき退隱料は四十年の額又は第三條に該當する者に給すへき退隱料は十年の額とす

第三條の事由に該當する者には其傷痕疾病の輕重に依り前項の外尙十年の額の十分の七以内の増加退隱料を給す

退隱料年額圓位未滿の數は圓位に滿たしむ俸給年額は月給の者は其十二ヶ月分日給の者は其三百六十分分を以て算出す

第五條 在職年數は就職の月より起算し退職の月を以て終とす

左に掲ぐる月數は前項の在職年數に算入せず

一 一年齡二十年迄の在職年月數

二 再び就職したる者に在ては其前職の年月數

但前職の退職理由にして第一條第一号乃至第二号に該當せざるもの  
にありては其以前の在職年數を通算す

第六條 退隱料を受くる者左の各号の一に該當するときは其支給を廢止す

一 國民たるの分限を失ひたるとき  
二 六年以上の懲役若くは禁錮の刑に處せられ又は舊刑法の重罪の刑に處せられたるとき

三 在職中の行爲に依り禁錮以上の刑に處せらるへき裁判確定したるとき



第七條 退隱料を受くる者左に掲ぐる事項の一に該るときは其間退隱料の支給を停止す

一官廳又は府縣郡市町村及公共組合の職務に就き給料を受くるの間

二刑法及舊刑法の禁錮以上の刑の宣告を受けたるときより其執行を終り又は其執行を受くる事なきに至る迄の間

三壹年以上居所不明なるとき

前項の期間は停止事由を生したる月より其終りたる月迄とす

第八條 退隱料を受くる者再び職に就き滿一年以上在職の後退職したるときは左の區別に依り退隱料を増加す

一前職滿十年以上にして退隱料を受けたる者にありては前職の退隱料の額に後職の年數に其の最終俸給年額百八十分の一を乗したる額を加ふ

但前職の在職年數を通算して滿四十年以上になりたるときは四十年の額に止む

二前職十年未滿にして退隱料を受けたる者に在ては前後の在職年數を通算して滿十年を超ゆる場合に限り其超へたる年數に對し前号の規定に依り退隱料額を増加す

但後職の最終俸給額前職の最終俸給額より多きときは後職の最終俸給額に依り第五條第一項の規定を適用して更に退隱料額を定む

第九條 退隱料の支給は退職又は停止事故の止みたる翌日より始まり死亡の月を以て終とし第六條及第七條の場合は其前月とす

第十條 退隱料は讓渡を爲し又は質權の目的と爲すことを得す

第十一條 退隱料は之を受くべき事由を生したる時より三年以内にあらざれば請求することを得す

第十二條 本條例施行に要する細則は市參事會に於て定む

明治四十一年三月十一日市會に於て市吏員退職金給與規程を設け同年六月二日同年八月二十八日修正議決を経同四十二年三月一日公布せり但こは後更に條例の規定あるを以て茲に之れを略す

明治四十年三月二十七日市會の議決を以て派出吏の給料額月給八圓以上二十